

令和2年4月16日

◎桑名委員長 ただいまから「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」を開会いたします。

(10時0分開会)

本日及びあすの委員会の日程についてはお手元にお配りしてある日程(案)によりたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは議題1の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。これからの審議、進め方ですが、お手元に時間割を出しております。各団体から要望のあったところだけではなくて、説明をいただきたいところも含めておりますが、ただ今回は我々が提言書をつくるための聞き取り調査ということですので、執行部の言うことの是非とか、そういったことについての議論をする場ではないので、そここのところを配慮していただいて進めていきたいと思っております。各部局ともに、何十分単位ということですが、ただ緊急に提言をしたいと、こういったこともすぐに盛り込みたいというようなことがあったら、それは御自由に御発言をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部からの説明をいただきます。

《危機管理部》

◎桑名委員長 最初に、危機管理部について行います。それでは、危機管理部長からの総括説明を求めます。

◎堀田危機管理部長 危機管理部の部長の堀田でございます。危機管理部からは、国の緊急事態宣言の発出、基本的対処方針の策定、そして県の対策本部の開催状況などについて御説明をさせていただきます。

青いインデックス、危機管理部の資料をお願いします。右下1ページで国の緊急事態宣言文です。令和2年4月7日に国の対策本部長が発出をいたしました。以下、赤の下線を引いてる部分を中心に説明をさせていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨を宣言するというものです。宣言では、以下の3点を定めることとされております。1点目、実施すべき期間、令和2年4月7日から5月6日まで。2点目、実施すべき区域、埼玉県、千葉県、東京都など7都府県となっております。緊急事態の概要ですが、今回の感染症については、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること。かつ、感染経路が特定できない症例が多数に上り、急速な増加が確認され、医療提供体制も逼迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速な蔓延により国民生活

及び国民経済に甚大な被害を及ぼすおそれがある事態が発生したということから宣言をされています。

左下 2 ページ、この緊急事態宣言が発出された場合の都道府県知事がとれる措置と申しますか、権限についてまとめたものです。まず対象、県民に対しましては、法に基づいて、外出自粛の要請ができるようになります。必要な場合にみだりに外出しないことを知事が要請できる。ただし罰則はございません。

次、公共施設等で、学校、福祉施設、映画館など多数が集まる施設の使用制限をかけられます。原則、床面積 1,000 平米以上で、施設管理者等に施設利用、イベント開催の制限、中止を知事が要請ができます。要請に応じない場合には指示ができるとなっています。これについても罰則事項はございません。

具体の物資・資材の事業者に対してですが、まず上の端、物資・資材の供給については、供給を知事または市町村長が要請できるとなっています。次の項目、必要な食品、医薬品、医療機器等の運送を知事がこれも要請できます。ただし要請に応じない場合には指示ができるとされています。

その下、物資の売り渡しで、医薬品等の物資の売り渡しを知事が要請できます。要請に応じない場合、必要がある場合は収用もできるとされています。特定物資、例えば医薬品、食品、医療機器なんかを確保するための保管を知事が命令できるとされています。この命令に従わなかった場合、罰則規定がこの特別措置法の中に盛り込まれています。

その次、安定供給のところですが、医薬品等の供給が不足した場合、またはそのおそれがある場合は、特定物資の売り渡しの指示・命令、政府が定めた標準価格の表示の指示を知事が行うべきことができるとなっています。これはそれぞれの個別法に基づいてやりますが、この命令の部分について違反した場合には、個別法に基づき罰則が規定をされています。

県民・事業者に対して土地・家屋の使用という部分で、臨時医療施設の開設のため、知事は所有者の同意を得て土地、家屋または物資を使用できる。同意を得られない場合には強制使用もできるとされています。

以上が主な権限です。

下の端に参考として、都道府県対策本部長の権限も、記載されています。国が対策本部を立ち上げた際には、都道府県も対策本部を立ち上げる必要があります。対策本部を立ち上げた県の本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ実施するために必要があると認めるときは、公私の団体または個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、必要な協力の要請ができるとされています。

これは特別措置法の第 24 条の第 9 項で、緊急事態宣言が出た後の権限については、第 45 条以降に記述がされています。

続きまして、資料の2、右下3ページです。新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針について。国が対策本部を設置した場合に対処方針を定めることと特別措置法の中で定められています。そのため3月28日に方針を定めましたがその後、4月7日に緊急事態宣言に伴います改正を行った後、4月11日に一部変更がなされています。この主なところを下線部を中心に説明をさせていただきます。

コロナウイルスについては、国内において感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られ、このためこの状況を踏まえて、3月26日、特別措置法に基づく対策本部が設置されました。

左下4ページ、中ほどですが、先ほど説明したことにより、4月7日に緊急事態宣言も行っています。続きまして、右下5ページの中ほどの対象方針、本指針は国民の生命を守るため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものです。この指針の中には感染症の状況に関する事実、対処に係る方針、対策の実施に関する重要事項3点を定めることとなっており、まず1点目、新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実ですが、次のページ、上段のところ、国内の感染状況については、今のところ諸外国のようなオーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告をされ、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されているところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間は4日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっておる状況です。

下の端、都道府県別の動向として、特に東京都及び大阪府において、次のページで累積患者数が4月6日現在、それぞれ400人以上、過去1週間の倍化時間も7日未満、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府においては、患者数が100人を超えており、京都府を除く全ての府県で感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えておると。さらに福岡県については、累積報告数が100人以上となっており、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めておる状況にあるということです。このように7都府県については特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要があるということです。

中ほど、この感染症の特徴ですが、1つ目、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、一定の環境下であれば、せきやくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大するリスクがある。一方、人と人との距離、社会的距離により大幅に感染リスクが下がるとされています。

次の2つ、集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件、いわゆる3つの密のある場では感染を拡大するリスクが高いと考えら

れます。

次のページ、上の端ですが現在のところ、感染が拡大している地域であっても、クラスターでの感染拡大が中心であり、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられると。WHOによりますと、現時点において潜伏期間は1日から14日、一般的には約5日とされています。

下の端、重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いということも言われています。

次のページ、令和2年3月31日までに報告された患者における発症日から報告日までの平均期間は9日であったということでございました。

次、2で対処に関する全般的な方針でございますが、1つ目が情報提供・共有及び蔓延防止対策による感染拡大の速度を抑制する。2つ目がサーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食いとめる。3つ目、的確な蔓延防止対策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめるとされています。

次、3点ですが、この今の方針に基づく対策の実施に関します重要事項ですが、まず(1)で情報提供・共有の部分で、①政府は以下のような情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応をお願いします。

まず、国民にわかりやすい疫学解析情報の提供を行う。その次、手洗い、せきエチケット等の基本的な感染対策の徹底を行う。風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけを行う。少し飛んで感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。その下、室内で3つの密を避ける。家族以外の多人数での会食を避けることなどの呼びかけをしていくということです。

次のページ、⑧政府はそういうことをしますので地方公共団体としても、政府と密接な情報連携により、さまざまな手段により住民に対して、地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行うこととされています。

左下12ページ(3)蔓延防止の対策の重点事項です。本件に関係します主なものを説明してまいります。

まず①、4月7日の緊急事態宣言は、国民が一丸となってこれまでの施策をさらに加速させることを目的として行うもの。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すと言われています。

②で都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関する催し物や3つの密のある集まりについては、開催の自粛の要請を強く行う。特に

全国的大規模な催し物の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期することを含め、主催者に慎重な対応を求める。

また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆が見られる地域では、期間を示した上で、外出や催し物の開催の自粛の要請等について迅速に行うこととされています。

右下 15 ページ、㉑で政府及び地方公共団体は、飲食店については、3つの密が重なることがないように、所要の感染防止対策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人の間隔を適切にとること等に注意するなど、3つの密を避けるための所要の感染防止を呼びかける。また、キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設については、クラスター発生の状況等を踏まえ、外出自粛の周知を行うこととされています。

右下 17 ページ、㉒で政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場における感染の拡大を防止するため、職場内においても3つの密を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動の徹底。在宅勤務や時差出勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者の出勤免除や、外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議等の利用等を強力に呼びかける。繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強く促す。この部分が11日に追加されています。

(4) 医療につきまして、左下 18 ページ、上の端のぼつ、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがあると判断する都道府県では、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とすると。その下、自宅療養とする際、高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、軽症者が宿泊施設等での療養を行うこと等、家族内感染のリスクを下げる取り組みを講じることということが記されています。

右下 21 ページ、(6) その他重要な留意事項ということで、まず1) 人権への配慮等のことで、①政府は、患者・感染者や対策に携わった方々の人権に配慮した取り組みを行います。

22 ページ④政府は新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発、必要な取り組みを実施するとされています。

最後に、右下 25 ページ②今後の状況、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制の逼迫の状況を踏まえて、国民生活、国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断をされるとされています。

次のページ、26、27 は、仮に緊急事態宣言時に事業の休業等を求められるときに、逆に継続が求められる事業者ということで例示がされています。ここに書かれているものは、そういう事態になっても継続が基本的に求められています。1点目が医療体制にかかわる

部分、薬局等も入っています。2点目が高齢者、障害者など支援が必要な方々の保護に関する部分。3点目が国民の安定的な生活の確保ということで、①インフラ、②飲食料品関係、③生活必需関係、④食堂、レストラン、喫茶店等も継続の事業者に入っています。

右側、4が社会の安定の維持ということで、例えば①の金融サービスですとか、⑤の安全安心に必要な社会基盤ということで、公共工事なんかもこの部分に入っています。

以上が対処方針の説明でございます。

最後に、29ページ、これまでの県の本部会議等の実施等について御説明をさせていただきます。まず、上の端1番、新型コロナウイルス感染症に関して、県内の感染者数、昨日までで62名、うち死亡の方が1名昨日出ています。

資料の訂正で、括弧の中2月28日からとなっておりますが2月29日からです。2月29日から4月15日。国内の感染者数は4月13日現在で7,509名という状況です。

3の県の対策本部ですが、2月13日に危機管理本部設置要綱に基づき本部を設置いたしました。3月26日に国が法に基づく対策本部を設置したことを受けまして、県のほうも特別措置法に基づく対策本部に変更しています。

4県民の皆様への主な知事の要請事項ですが、2月13日から3月いっぱい、基本的な感染予防対策、手洗いですとか、せきエチケットなんかの徹底。

◎桑名委員長 部長。時間あまりないので、このところは簡単に説明をお願いします。

◎堀田危機管理部長 4月3日に大きな変更として、4月12日までと期限を区切って、大きな要望をしていますし、4月9日に4月26日までということで、また期限を区切って、自粛の徹底等をお願いしたところ です。

以上です。

◎桑名委員長 それでは質疑を行います。

◎大石委員 23ページで説明いただいた今後の緊急事態宣言の要件ですが、あくまでも総合的な判断ということですけど、いわゆる感染経路不明ですね。今大体、東京とか大阪は8割前後で高知の場合は4割前後ということで、これも一つの基準になってるんだろうと思うんですが、一定、そうはいつでもどれぐらいの水準になってくると県のほうでも、いろいろ想定しないといけないようなことになってくるのかという、一つの線引きがちょっと県の中で、もしされてるのであれば、少し教えていただきたいというのが一つ。もう1点ありまして、きのう宿毛市が非常事態宣言されたと思うんですけども、これも政治的判断だと思うんですけども、一定その県に事前に相談があったのかとか、ほかの市町村でもそういう相談が今、危機管理部にあっているのかどうかという、この2点ちょっとお伺いしたいと思います。

◎堀田危機管理部長 1点目のどういう状態になれば県がそういう状態になるかということなんですが、基準としましては、感染経路が特定できない症例が多数出ること、2点目、

急速な増加が確認されること、3点目、医療提供体制が逼迫してくること、大きくこの3点になると思います。それで他県の例を見まして、例えば感染経路が不明な症例は先ほど言われた東京なんかは8割ですし、京都府でも半数を超えておるとか、福岡では7割を占めているとか、一定それぐらいの規模になってくれば考える余地があるかもしれません。やっぱり数も重要であるかなと思っています。現時点では具体的にこうなればこうなるというものは持ち合わせていません。

2点目、宿毛市のことでございますが、我々のほうへ相談がございました。市長が人口比、例えば1万人当たりの確認者数でいけば、高知市に比べたら約5倍ぐらい宿毛市は出ていると。やっぱり人口で見れば大変ですよということもあって、そういうことを市民にぜひ訴えをしたいということで出されたと聞いております。当然、我々のほうにも、より詳細な情報をいただきたいとか、連携してこれから取り組んでいきたいと思いますとか事前に相談があって、我々も協議をしています。

◎**坂本委員** 今言った、県にはそういうことだったけど、さっき大石委員が聞いた幡多保健所管内の市町村に対して事前にそういうお話もあったのかということをお答えしていないので。

◎**堀田危機管理部長** そうですね、宿毛市が出すことを他の市町村には、事前にお伝えをしてなかったです。そういうことで、いろいろ早目に知たかったとかいう声は、我々のほうに今のところ届いてないんですが、基本的には宿毛市のほうが考えられて出されたということであると思います。

◎**坂本委員** 市町村の判断ではあると思うんですが、やはりそこは近隣市町村に対して、今後のことを考えたときに、そういう事前の調整ではないですが、事前にこういう状況に至るとい話はあったほうが混乱を招かないのではないかなと思いますので、今後、この非常事態宣言がどう変わっていくかということはあるかと思いますが、その辺もまた調整をしていただけたらと思います。

◎**堀田危機管理部長** 念頭に置いて取り組んでいきたいと思っています。

◎**土居委員** 緊急事態宣言が出された特定の都道府県知事が実施可能となる措置についてですけど、特に物資の売り渡し等で大変大きな権限が知事に与えられると。特定物資を確保するための保管を知事が命令できるということで、一つは特定物資の中にマスク、消毒液等は含まれているのか。

◎**堀田危機管理部長** ちょっと調べさせていただきます。中に医薬品、食品、医療機器、その他、衛生用品が入ってますんで、基本的に入ってるんじゃないかと考えています。

◎**土居委員** 指定された都道府県というのは当然、大都市、経済力のあるところで、メーカーも集中しているところだと思うんですけど、今後の事態の推移によって知事がそうした保管に対する強権を出してくるといった場合に、ただでさえ市場に流通している、こういった衛生用品が不足している状況の中で、そういったことが全国的に不足の傾向に拍車

をかけるんじゃないかという懸念をしてるんですけど、その点について部としてどう考えておられるんですか。

◎堀田危機管理部長 特にマスク等については、今のところ福祉関係ですとか健康関係のところ医療関係のところ、当面の部分は一定確保できておると聞いています。もし、全国的に足りないということになれば、基本的には国のほうに強く呼びかけ、要請をしていくことになろうと思います。

◎大石委員 緊急事態宣言の関連なんですけど、多くの県民の皆さんからいろいろ問い合わせがあると思うんですけど、そのほとんどが外出自粛の要請に関するものだと思うんですけど、実態でいえば法的には4月9日の知事の声明以降は、ほとんど緊急事態宣言に近い措置だと私は認識してるんですけど、そのあたりお答えいただけますか。

◎堀田危機管理部長 4月7日、知事は緊急事態宣言を発出の一步手前ということまでいきましたので、我々もその同レベルのものを出そうという思いで出しましたので、外出の自粛については基本的には同じレベルにいつてると思います。

◎依光委員 危機管理部は司令塔として本部会議を招集したりとか、それが仕事だと思いますけど、あと健康政策部のほうもかなり大変やと思います。危機管理部の役割分担として調整したときに、足らるところをサポートとか、それと物資の関係とかもいろんなところからもヒアリングも聞いたんですけど、南海トラフ地震対策の中で物資のいろいろな計画案とかもつくられてノウハウとかも持たれてると思いますけど、そこら辺その大変な部署との役割分担とか、そこを全体的に見てどうお考えですか。

◎堀田危機管理部長 基本的に個々の部に属さない全体としてやらないかん部分は、我々のほうで引き受けろうということでやっています。まず物資の面でいったら、当初、3月初め頃マスクの提供とか、いろいろお話があった際には、一旦はうちのほうで引き受けまして、そのあと各部に振り分けをして、それぞれの部で対応してくださいという格好で今マスクはやっています。また、4月13日から医療センターのやまももで、軽症者の方の宿泊療養を始めましたが、あそこの実際の運営は県の職員が2名ほど行って生活の補助なんかを支援しています。そこの運営の人員配置ですとか我々がやりますし、きょう、今週は危機管理部の者が行って、まずはマニュアルづくりをきちんとしよう。誰が来ても支援ができるようにしていこう。形をつくろうということで日曜日まではそういう作業もしています。ということで、明らかにこれはこの部とわかるものは最初からそこにお任せしますが、トータルとして考える部分は危機管理部が基本的には受け持って、まずはやるという格好でやっています。

◎依光委員 物資の関係はいろいろやっていただいているということで、システムとかも組んでると思いますので、それもぜひ活用していただきたいのと。さっきあったやまももの件ですけど、いろいろな地域ごとの、これから軽症者とかの受け入れというところもある

うかと思えます。そういうところでは市町村との連携を日ごろから当然、健康政策部とか保健所もあるんですが、危機管理部の地域拠点も防災監がやっていると思うので、そういう地域のところもぜひやっていただきたいと思えますが、そういう形でやられてるのがあったら。

◎堀田危機管理部長 まさしく健康政策部と連携をして、看護師なんかは健康政策部のほうで構えていただきますので。今もやまももに地域本部のほうから来ていただいて実際に入っています。また、地域地域で各地域のそういうものをつくるようになれば、まずは我々のほうから行ってやるようなことも考えたいと思えます。

◎梶原委員 緊急事態宣言の要件に該当するかについて先ほど御説明いただいたんですが、今は該当の都府県と、今後新たに緊急事態宣言が区域が指定される県なんかは仮にその収束を少しずつしていった場合に、感染不明の割合であるとか新たな感染者数、そして医療提供体制がどの程度になれば、この緊急事態宣言を解除することができるみたいな、ある程度の割合というのも、国からは情報としては全く来てない。

◎堀田危機管理部長 先ほど状況で説明しました東京、大阪ではこれぐらいの感染者数で経路不明の方がこれぐらいの割合であるとか、東京、大阪、九州、福岡の例がありましたけど、大まかにはそれぐらいしか今のところ示されてないです。

◎梶原委員 それで指定されたところが今度は解除される場合はどの程度のものなのか、それよりまださらに数字が低くなったものも含めて解除ができるという、その辺の情報もまだ出てきてないということでもいいんですかね。

◎堀田危機管理部長 はい。今のところ来てないです。

◎西森委員 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者ということで幾つか書かれておりますが、これはどういったレベルになるのか少し教えていただければと思います。

◎堀田危機管理部長 要は事業を休業することについては、2ページ目に書いてますが、まず要請ができるということになっています。それで要請に応じなければ指示ができるというレベルでして、罰則規定もございません。ただし、この第45条の2項に基づいて要請、指示をするような事態になれば、名前は公表する的なことが書かれています。具体の罰則事項はないです。

◎西森委員 2ページのところ、今私が申し上げたのは26ページなんですけど、この2ページのどこかにあるということなんですかね。先ほどの事業継続の関係というのは。

◎堀田危機管理部長 2ページの公共施設等というところに丸め込んでまして、その中で使用制限ということで書かせていただいています。

◎西森委員 わかりました。この事業所というのは公共施設等に含まれてくるということですね。事業所によっては非常にお客さんと非常に密接に関係する事業所なんかもあるって、例えば理美容だとか、本当に心配をされてる事業所もいらっしゃるわけですが、そういう

方が緊急事態宣言が出て、心配だから休みたいという状況になったとしても、罰則規定はない。ただ、事業の継続に関しては要請をしていくという考えでよろしいですか。

◎堀田危機管理部長 そういことです。

◎桑名委員長 それでは質疑を終わります。

以上で危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎桑名委員長 次に健康政策部について行います。それでは、健康政策部長から総括説明を求めます。

◎鎌倉健康政策部長 私から新型コロナウイルス感染症対策につきまして、資料に沿って概略的に御報告をいたします。まず、国内の状況ですが、厚生労働省の発表によりますと、昨日 15 日 19 時時点で、クルーズ船の乗員乗客を含め国内の 46 都道府県で感染者数 8,812 名、内訳は国内が 8,100 名、クルーズ船が 712 名。死亡者数 131 名、国内 119 名、クルーズ船 12 名となっております。

それでは健康政策部の資料の 1 ページ、本県では、2 月 29 日の第 1 例目以降、3 月上旬までに 12 例の感染を確認し、その後、一旦小康状態となっておりました。しかし 3 月 27 日の 13 例目の感染確認を皮切りに、その後 4 月 15 日までに 50 名、累計で 62 名の感染が確認されております。感染者の推移は 3 月末以降大幅に増加をしており、感染が加速度的に拡大していると考えざるを得ない状況となっております。また、感染経路が不明の感染者は陽性者 62 名中 26 名という状況です。

資料の 2 ページ、検査については、新型コロナウイルス健康相談センターで症状等をお聞きし、福祉保健所等を通じて、福祉保健所長がウイルス検査の必要性を認めた場合には、高知県衛生環境研究所にて、通常約 6 時間程度時間を要する P C R 法を用いてウイルス検査を実施することとなります。

昨日時点で 1,007 人、検体数にして 1,147 検体の検査を行い、その結果これまでに 61 名の陽性反応が確認されたということになります。感染者は 62 名おります。その差の 1 名につきましては、民間の病院の行政検査ではない検査で判明をしたのが 1 件ございますので県の検査としては 61 名となります。検査体制の強化のため、3 月には P C R 検査機を 2 台から 3 台にふやすとともに、検査の前処理を行うための核酸自動生成装置も 2 台導入して 3 台といたしました。その結果、1 日当たりの最大検査可能数は、それまでの 48 検体から 144 検体となっております。

資料の 3 ページ、本県では 2 月 4 日から県民の皆様の健康相談窓口として、新型コロナウイルス健康相談センターを高知市と合同で設置し、休日を含む午前 9 時から午後 9 時まで開設をしております。こちらは相談件数の推移で、初めての感染者が 2 月 29 日に発生して以降、感染者の発生状況に応じて相談件数も増加しており、資料の左に対応する電話回

線数を示しております。そこに記載できておりませんが、相談件数が増加してきたことにより4月8日からは回線を6台にふやして対応しているところです。主な相談内容としては、最初のうちは検査をどこで受けられるのか。発熱や息苦しさが続いているが、コロナウイルスの症状はどんなものかなどという不安を感じる方からの相談となっておりました。しかし、感染者が発生して以降は、御自身の健康に関すること以外の相談もふえたことから、3月3日からは危機管理部において健康相談以外の問い合わせ窓口も設けました。さらに3月10日には感染された方や御家族、また医療従事者などに対する心ない声も聞かれていることから、県の精神保健福祉センターにそうした方々の心理的ケアを行う体制も整備をしたところでございます。

次に、入院医療提供体制について資料4ページ、まず、1現状の入院医療体制ですが、感染症指定医療機関である高知医療センター及び幡多けんみん病院の23床に加え、入院協力医療機関として6医療機関19床を確保しているところです。

また、4月13日からは無症状の方などの療養施設として、高知医療センターの患者家族の滞在施設であるやまももの16部屋を確保し、運用開始いたしました。次に2、今後の方向性についてでございます。13例目以降、新型コロナウイルス患者の増加が続いており、今後もこのような状況が続けば、特に県中央部及び西部において入院医療体制が確保できなくなる事態が生じる可能性もあると考えております。

厚生労働省が示した計算式では、ピーク時の1日当たりの患者数は、入院患者数が1,500人程度、重症者数が50人程度となっており、我々としてはそうした事態も想定しておかなければなりません。

現在確保している病床を大きく上回る患者数の想定となっておりますが、そうした状況になることも視野に入れながら、現在、患者の病態に応じた医療機関の役割分担や、人員、機材の集約化、また新たな入院協力医療機関や宿泊施設の確保などに取り組んでいるところです。

考えております役割分担として、まず重症者及び中等症患者の受け入れを感染症指定医療機関である高知医療センター、幡多けんみん病院に重点化することとし、さらにその重点化に伴い、その中でも高知医療センターには、他の医療機関から人工呼吸器、ECMO（人工肺装置）をそれを扱える医療従事者とセットで集約化をしたいと考えております。

一方で逆に高知医療センターがこれまで担ってきております救急医療や高度医療の役割については、高知大学医学部附属病院や他の三次救急医療施設において、バックアップをしていただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、軽症者や無症状の方の受け入れについては、入院協力医療機関や宿泊施設での受け入れを基本とすることと考えており、新たな入院協力医療機関や宿泊施設の確保の調整を行っているところです。

続いて5ページ、新型コロナウイルス感染者の入院病床確保のため、先ほど申し上げましたように、高知医療センターに隣接するやまももに軽症者向けの宿泊療養施設を設置し、4月13日から受け入れを開始しました。

やまももは県高知市病院企業団が所有し、通常は長期療養者や患者の家族向けの滞在施設として利用されている鉄筋コンクリート平屋建ての施設で、居室は16室あり、親族などの場合は1室に2名入所することもできます。施設の運営体制としましては、スタッフ、派遣職員2名、看護師1名が待機をしております。また、自衛隊法に基づく災害派遣を要請し、きょうまで自衛隊員を2名派遣いただきまして、スタッフの感染防護に関する御指導をいただいていたところです。4月15日現在で6名の方が入所をされておりますが、今後の感染者の増加に備えてさらに受け入れ体制の拡充をするため、他の受け入れ施設の検討も進めております。

最後に医療用マスクと医療資機材の確保について御報告をいたします。資料の7ページ、医療用マスクについては、国や県で買い上げたサージカルマスクを、表1のとおり配布対象施設である県内全ての病院、診療所、歯科診療所、薬局及び訪問看護ステーションに対し、3月18日から順次配布をするとともに、感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来等の協力医療機関については、在庫及び使用状況の推移も見ながら、随時、N95マスクも含めて一定量配布をしており、来週の配布予定分も含め、50万3,450枚を配布する予定となっております。この結果、病院、診療所等の各施設には、表2にお示しをしています枚数のマスクが配布をされることとなります。また、消毒用エタノールについても、国や県の買い上げ分を協力医療機関や配布希望のあった対象施設に対し、表3のとおり、今月中に約2万5,000リットルを配布する予定としており、十分な量ではないものの、医療用マスクと消毒用エタノールについては各医療機関等に一定量の供給がなされる予定です。

なお、新型コロナウイルス感染対策のための経済対策に係る一次補正予算においては、医療用マスクや消毒用エタノールを初め、ガウンやフェースシールド等の感染防護に係る医療資機材について、国が買い上げて必要な医療機関等に優先配布するための経費が計上されています。県においてもこうした国の動向を注視しながら必要に応じて、医療用マスク等の感染防護に係る医療資機材を購入するなど、引き続き安定確保に努めていきたいと考えてます。

資料の8ページ以降は、この特別委員会で聞き取りをされた各団体からの主な要望に対する県の考え方についての説明でございますが、これまでの報告と重複しますので説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして新型コロナウイルス感染症についての私からの報告を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎岡田委員 軽症者の宿泊施設、やまももが設置されたということで、幡多地域のほうからも、ぜひそういう準備を早目にしてほしいという声も上がっておりますが、対策としては進んでいるんですか。

◎鎌倉健康政策部長 それぞれ病態に応じて、あるいは年齢とか、あるいは基礎疾患があるかないかと、それはもう各指定医療機関の先生方の御判断によって、そうした機関でも大丈夫という患者で、しかも幡多の場合は高知という少し遠方になりますので、医療センターからというほど簡単ではないんですけれども、場合によってはそこで受け入れることも含めてやっていく必要があると考えています。

◎岡田委員 宿泊施設の確保についてはどうですか。

◎鎌倉健康政策部長 東京では早速大きなホテルを確保したというのが、まず第一報としてありまして、その他、民間の調査によりますと全国的にもかなりそうしたところで手を挙げるつもりがあるということが報道もされております。本県においても16床では心もとないところもちろんあるわけですから、今後さらに多くのそうした方が受け入れられる施設を確保できるように、現在、やり方あるいはいろんな施設は確保したもののオペレーションでいろんな難しいところもありますので、そこも含めて検討を進めています。

◎岡田委員 宿毛市が、緊急の宣言をされたということもありましたね。早くそういう準備といいますか、体制をとってほしいという声も上がっております。緊急な部分から、まずは早目の対策をとっていただきたいと思います。あとは発熱外来だとか、PCR検査体制、ここも充実を図っていかねばならないと思いますし、院内感染を起こしたら大変ですので、そこは仕分けしながら、医師会の皆さんからも専門に集めて集中した管理といいますか、体制が必要だという御意見も伺ったところで、そういう体制もしっかりととっていくことが大事だと思いますので、その辺のお考えはどうですかね。

◎鎌倉健康政策部長 帰国者・接触者外来については、場所をどこだということを申し上げるわけにはいきませんが、いわゆるそういう検体採取に特化したようなところも現在は確保しており、1日当たりで接種できる数を順次ふやしている状況です。また、一方で検査のほうも、長期戦にわたる中で職員の負担等も生じてきているところもありますので、さらに充実ができるように、今検討を進めているところです。

◎坂本委員 多少関連する部分があるかもしれませんが、一つは入院協力医療機関を新たに調整もしているということで、現在の6医療機関、19床以上ということだと思っておりますが、ただこの今の入院協力医療機関で入院されてる方もいる中で、多少、一般診療に影響を及ぼすような風評被害的な部分も見受けられるというふうな心配が地域住民からされてる部分もあつたりします。その辺についてはどのように対応されていこうとしているのかということと、もう一つは宿泊施設の確保について、先日、旅館ホテル生活衛生同業組合の方にそのこともお聞きしますと、やはり千葉での状況を見たときの風評被害的なもの

も含めて、積極的にという感じではなかった。ただ要請が県からあれば、検討していきますということでしたが、実際そういったところに調整を行うことはもう検討をしていたのかどうかと、ほかにも、単に民間のいわゆる宿泊施設だけではなくて、現在でいえばやまももなんかが使われてるわけですけど、それ以外にも公的な施設、あるいは近々まで公的な施設、準公的な施設であって医療機関の跡地とかも検討してはどうかという意見もありますが、そういったことの対応はどうなっているのかということが2点目。最後に一つさっき発熱外来とか、コロナウイルス専門外来の質問がありましたが、回答されてるように、それを設置した場合の混乱を懸念して、そういうことが検討されてないということですけども、ただもう一つあった医師会の会長が最後には最悪の事態として、野戦病院的なことも考えざるを得んというふうなことも言われている中で、そういう最悪のことを想定した議論がされているのかどうか、その3点。

◎鎌倉健康政策部長 一部担当課長のほうから、御回答させていただきますが、私のほうからはホテル等の関係をお答えをいたします。選択肢としては、まずは公的施設というのが、まずは頭に浮かぶわけなんですけど、現在16床でスタートして、その人員を確保するのもなかなか簡単ではなかったところで、さらに次、公的なやつ、県内で見たときに、宿泊できる、あるいは個室管理をする必要があるんですけど、個室で入れる施設が余りない状況です。だから今確定的なお答えはなかなか難しく次、拡充する際にはもっと大きな規模かなというイメージはしているところです。藤本社長がおっしゃったように、ホテル側のそうした懸念も当然ながら理解できるわけですし、あるいはホテルはオーケーといっても周りの方が承知をしないケースももちろんあるわけなので、そこらも含めて加味しながら、東京の事例でいうと、何となく情報が単にないだけかもしれませんが、一本釣りをしたような、もうここをお願いしますと言った一方、大阪とかは公募をしたという情報もあるところでして、そのやり方も含め、ちょっと今、いろんな情報を集めながら検討を進めているところです。入院医療機関につきましては担当課長のほうから。

◎川内医療政策課長 医療政策課です。

既に入院協力医療機関には5名の方が入院をされております。もちろん、どの病院に何人入院しているかは非公表です。しかし、当該医療機関やその関係者などから、少し風評被害的なところもあるというお話も伺ってはいるところです。これは新型コロナウイルスに関する診療全般に言えることですが、やはり新型コロナウイルスの患者を診療していることによる医療従事者などへの心ない言動だとか、風評被害的な部分が一般的にもあることは事実ですので、そういったことがないように、県民の方々に周知を図っていく必要があると考えてます。

それと県医師会から御提案のありました野戦病院的なものであります。これについては重症の患者については、感染症指定医療機関に重点化をしていくということで、これで最

悪想定 of 重症 50 人の対応に向けて乗り切っていこうと考えています。

軽症の方々の受け入れについては、既にやまももでの療養開始をしていることと、先ほど部長から答弁しましたように、そのほかにも宿泊施設での受け入れを検討しているところでもあります。医師会からは、宿泊療養施設などでのケアにそこで従事していただく医療従事者の協力などについても、お申し出をいただいておりますので、今後、県医師会などと話をしながら療養施設でのケアの体制ということも検討していきたいと考えております。

◎坂本委員 それで足りるのかというようなことがやっぱり懸念される中で、もしそういったことが必要になったときに、例えば野戦病院的なものを対応しなければならないというときに、その資材が手に入るのかなども含めて、実際にそれが必要になったときに入手できないということになっていかなければ、言え最悪のことを想定した準備というのはしておく必要があるのではないかと思っておりますので、ぜひその辺も御検討いただきたいということと、風評被害等について特に協力医療機関に対するそういったことが起きないようなもっと具体的な周知を県民の皆さんに働きかけていくことをぜひ御検討をお願いしたい。一般的にそういうことをなくしましょうということではなくて、もっと具体的に働きかけられるような検討をお願いしておきたいと思っております。

◎大石委員 ここはちょっと要請の場でないので、ちょっと事実確認だけさせていただきたいと思うんですけど、さっき重症者 50 人を何とかということ御説明いただいて川内課長からお話もありましたが、それが今の最大の課題だと思っておりますが、一応この数字がちょっと正しいかどうかわかりませんが、2月の臨床工学技士会の調査で臨床工学技士の方が高知県内の 166 名、それから人工呼吸器 176 台、マスク付きの人工呼吸器 33 台、ECMO 8 台と出てますが、これ通常のコロナウイルス以外の医療でも皆さん働かれたりとか使っていると思うんです。そういう意味でそのコロナウイルス対策でどれぐらいの余力が現状の医療資源にあるのかということと、それから医療センターに集約するということですが、ECMO 8 台としたら、今の 23 床、感染症の、そのあたりの増強の見通しとかいうのもちょっとお伺いしたいと思っております。

◎川内医療政策課長 先ほど御紹介のあった臨床工学技士会の調査の結果ですけど、おおむねその数字でよろしいんじゃないかと思っております。重症患者の最悪の想定ですと 50 名というところですけど、仮に医療センターが重症患者にだけの診療に特化して行うという仮定でやると対応可能だという前提で医療センターと話を進めております。そこで例えば、現在、県内に ECMO が 8 台、実際はもう少しあると思っておりますが、これを仮に医療センターに集約できるかどうかということ、ECMO を所有している各病院と、今調整を図っているところです。それぞれの施設でやはりバックアップを持っておく必要もありますので、実際に集約できる数はどれぐらいか。かつ、これを動かすためには、一定の人材も必要ですので、そういう方も含めて医療センターに参集可能かというところの詰めをしていると

ころでございます。重症患者の全員にECMOが必要になるというわけではございませんので、現在の人工呼吸器の数、ECMOの数、数的には恐らく足りるのではないかなと思いますが、問題は、そこに患者を診療できる医療スタッフを集約化できるかどうかということです、そこはちょっと今、関係医療機関と調整を図っているところでございます。

◎大石委員 それでは現在の臨床工学技士の数とか人工呼吸器の数、ECMOの数で新規に購入したりしなくても、一定その数としては、最大50名という重症患者が出たとしても対応できるということによろしいですか。

◎川内医療政策課長 ECMOについては、新型コロナウイルスの診療だけに県内のECMO全て投入をするわけにもいきませんので、ちょっと各医療機関で一般診療に確保しておくべきECMOの数などを検討していただいております。必要に応じて、さらに整備が必要ということであれば、現在、補正予算を内部で編成中で、その中で必要な費用などが確保できるように、検討をするようにしております。

◎大石委員 最後に1点、予算を確保できたらということですけども、今、首都圏なんかでもかなり逼迫してる中で、予算がついたとしても供給できるのかということもあろうかと思えます。そのあたりの状況がもしわかれば、最後に教えていただきたいと思えます。

◎川内医療政策課長 実際の供給がどのようになるかというのは、私どももまだ十分な情報を把握しておりません。ですが、必要な予算は少なくとも確保しておくように、現在検討中でございます。

◎土居委員 PCR検査の体制の充実についてちょっとお聞きしたいと思えます。さきの団体からの意見聴取とそれへの対応のところはちょっとお示しいただいてるんですが、まず確認で、現在の検査数に対して今の検体採取体制、あるいはPCR検査の体制というのは、今のところ状況はどうなのかということと、将来、一層の体制強化を図るための予算措置を準備しているということですけど、これによって最終的にどうなるのかお聞きしたいと思えます。

◎鎌倉健康政策部長 全体として、今の機械で機器が足りなくて検査が後回しになるような事態というのは特に生じてないところです。ただ、先般、保育所で感染が出たようなときに、濃厚接触者というのが一気にどんと上がるときに1日の検査数がかなりはね上がるケースもあるわけで、そうした場合に今の体制だと少しだけ、大幅にはおくれなないんですけども、例えばもう1台あれば、あるいはというようなことも確かにないわけじゃない。それとこの間ずっと続いてきてますので、それぞれ職員の負担もふえてきておるところですので、もう少し安定的にしっかりとそうした対応もできるように現在、機器の増も含め体制の充実も含めてできるような検討を進めているところです。

◎土居委員 今まで検体採取をするための要件であるとか、いろんな基準のもとに運用してきたと思うんですけど、この体制強化によって少しその運用にも変化が出てくるという

ようなことなんでしょうか。

◎鎌倉健康政策部長 基本的にもともとは 37.5 度が 4 日続くとかというのが条件としてあったところなんです、本県の場合には、特に感染者が出た場合、疑わしきはというか、そこも含めて幅広く検査をしてきているところです。例えばその体制が充実できたというときに、全くそうした症状もない方が単に心配だからということまではなかなか実際のところは難しく、そこは今と基本的に変わらないと考えています。

◎土居委員 そこまでは至らなくても、業界の意見聴取の中でも出てきたんですけど、特に大きなクラスター、これまで起こっている障害者施設であるとか、介護施設のほうからの話の中で聞いてましたら、特に国の運用をちょっと見直すということは、そういった医療とか社会福祉事業の危機管理であるとか、事業継続という点で大変ちょっと意義があるんじゃないかと自分も感じたところです。そういった事業所の職員というのは、日ごろから 3 密は避けられませんが、コロナウイルスがいつ終息するかわからんという中で、自分が感染源になるかもしれないという、そういう不安とプレッシャーの中でずっとやっていると。特に障害者の方々は自覚症状を訴える能力が乏しいということもありますし、これは介護度の高い高齢者も一緒だと思うんですけど、そういった方々と接してる職員、特に自分の体調の少しの変化等にも敏感になって大変負担になっているということも聞くんですけど、これが職場全体に広がっているようなことだと思うんですけど、こうした不安を早期の PCR 検査、37.5 度が 5 日続くよりも少し緩和した形で、こういった特に事業継続していかないか事業所の職員について、少し緩和していく考えがあってもいいのかなと思ってるんですが、部長としてはいかがでしょうか。

◎家保健康政策部副部長 検査はあくまでもその時点で、コロナウイルスが検出できたかどうかということの問題ですので、潜伏期間中、一旦マイナスであってもリスクが今後保証されるものでは基本的にはありませんので、やはりそういう施設の関係者の方々に症状があった場合は、まずは職場ではなく一旦自宅で待機をしていただいた上で、きちっと状態を観察し必要であれば検査を受けることが必要ではないかと思います。

市内であった事例も、きちんと症状があらわれた従事者の方は、職場の判断で従事をしなかったと。結果的に広がらなかったという部分がありますので、検査をしたからマイナスでいいか、それ以降安全だという保証には必ずしもつながらない部分はあります。

また、偽陰性という問題もありますので、大事なのはやはり症状がある方をいかにそういうリスクのある職場から一旦のいていただいて、継続して一定の要件に該当した後で検査をするというシステムのほうが、多分、安全面ではいいのかなと思います。

◎桑名委員長 PCR 検査が出たんで、私から関連なんです、今、国のほうがこの検査数をふやすということで、ドライブスルーサービスみたいな感じでやるようなことを他県でも検討されてるんですが、今のこの高知県の中で、これをやるだけの医療資源というか、

体制が組めるのか。またその考えについて、県としてどのように考えているのか。

◎家保健康政策部副部長 従来、接触者外来については、医療機関の中で御協力いただいているところが通常診療の他の患者に影響を及ぼさないような時間帯で接種をとっていただきました。それとは別に1カ所、時間帯を予約制で検体採取だけの場を、もう既に設置しております。ですので、そういう意味でいうと高知県内でも、他県で俗に言うドライブスルー外来のような形はございます。ただ、それをやるにしても、やはりスタッフの問題、医師、それから看護師等の問題と、場の確保というのがあり、どこでもできるわけではありませんので、そういうところはできるだけふやしていくほうが通常診療に対する負担も減ると思いますので、ここらあたりは工夫はしていきたいと思います。

◎依光委員 関連してPCR検査の部分で検体採取というのは、今、お医者さんがやられてると思うんですけど、それはやっぱりお医者さんじゃないとできんことなのか、そこら辺はいかがですか。

◎家保健康政策部副部長 医療法規の関係では、臨床検査技師も実施することは可能です。ただ、やはりリスクとかいろんなことを考えながらやられるので、現在は医師がやられるパターンが多いと思います。

◎依光委員 もう本当、総力戦になってきているので、医師というても、ちょっと診療科目が違うお医者さんをお願いしていくとか、そういったことも必要かなと感じますので、また御検討していただきたいと思います。

それで、入院医療体制のことで数字を見せてもらって、大変な状況がすごくわかるんですが、医療センターが16床、幡多けんみん病院7床で、計23床、あと入院医療機関19床、そしてやまもも足しても、さっき言われた重症者50人、軽症者は1,500人という、もう全然足らんような状況だと思います。ちょっと考え方の確認なんですけども、この重症者数50人というのは、医療センターだけで診ていくような、最終的な最悪の事態はイメージで持たれているということですか。

◎家保健康政策部副部長 最悪の事態となりますと、やはりそういう部分が必要かなと思います。部屋の問題、施設面だけじゃなくて、もう一つはスタッフの確保をいかにするのか。医師のそういう専門性を持った方、それから感染防護がきちっと対応できる看護師、それからECMOの関係でいえば臨床工学技士と、いろんな関係者が必要になりますので、やはり重症者については医療センターを中心に考えざるを得ないかなと思います。

それ以外のところは、中程度もしくは軽症については、一般医療機関、今回でいうと協力医療機関とか、そういうところで感染症防護のとり得る範囲を現在では協力いただいているということですので、その能力を徐々に上げていただくことが今後必要なのかなと思います。

◎依光委員 最後に、公的施設も含めて、やまもも以外にもふやしていくという話があり

ました。この中で個室管理というようなことがあって、恐らく部屋の中にトイレがあって、トイレが共同やったら厳しいということやと思いますけど、そういうことでよろしいですか。個室管理というイメージはいかがですか。

◎鎌倉県健康政策部長 感染者の皆さんが入るわけなんですけど、基本的にはそれぞれの個室にトイレとかお風呂とかがあるのが理想的であって、お風呂が仮に共同になれば入る方の時間帯をずらす工夫は必要なんですけど、まずはそうしたものが整備されているところが、基本だと考えております。

◎西森委員 先ほどの入院患者 1,500 人ということですが、これ見通し的にはどんな感じなんですかね。実際、本当にそんなキャパシティーが医療機関だけであるのかなと思うんですが。

◎家保健康政策部副部長 この入院患者というのは、重症者、中等症者だけでなく軽症者も含んでの話ですので、もうその状態になりましたら全てを医療機関で入院していただくことは不可能だと思います。やまもものような形で、それ以外の施設を活用させていただいて一定の経過を見る。無症状の方であれば、陰性確認の検査を適宜行って、それまでは行動制限をかけていただくという意味で、入所していただくという手続を含めた全体の数だと思いますので、私どもとしてはそうならないようにいかにピークを下げるのか、それからクラスターの連鎖を生じさせないことにも、あわせて力を入れていかないといけないかなと思います。

◎西森委員 そういう中で、当然取り組みをやっていくわけで、最悪の事態も想定して、現在の確保の実態というか、これからそういう患者が出てきてからでは間に合わないというところもあると思うんですね。例えば、PCR検査をやったらもう一気にふえてしまったと。とてもじゃないけど確保ができないということにも最悪の場合なりかねない中であって、具体的に今の確保状況というのはどうなっているのか。

◎鎌倉県健康政策部長 それは医療機関という意味ですか。

◎西森委員 医療機関も宿泊施設とか、そういうものも含めて。

◎鎌倉県健康政策部長 医療機関については、今お示しできるのは先方の医療機関から、その意思をはっきりと確認しているのが 19 床ということで、まだいわゆる、その少し前段階みたいところで感触のいいところも含めて、少しはございます。いわゆる民間というか、ホテルとか、そうした宿泊療養に関しての話は先ほど申しましたとおり、公立の施設というのを念頭に置きながら、実はそこはキャパシティーが少な過ぎて、少しスタッフを割くのもったいないなって感じもあるんで、もう少し大きなところで、あとやり方と少し聞こえてる話としては声かけがあったらやってもいいよというところもあるような状況で、やってもいいよというのと、周辺環境も含めて、マッチするかどうかもありますので、そのやり方も含めて検討している段階です。

◎西森委員 そうすると具体的な数というのは今の段階で挙げる事ができないけども、そういう状況になってきたらもうお願いをしてでもやっていくということでもいいんですか。

◎鎌倉県健康政策部長 なってきたらというよりは、もう既にそれに向けて動きを進めてはいるところなんですけど、きょうの時点で確定的な数字が言えないところにはいますけども、動きは始めてるというところがございます。

◎西森委員 あと、食品衛生法上で食品関係者の方が食品をつくる場合に、布のマスクはだめなのかどうかというのは、食品・衛生課になるんでしょうか、何かそういう話を聞いたんですか。

◎松岡食品・衛生課長 食品・衛生課です。食品衛生法の中で、従業員の方のいわゆる格好というところにつきまして、いわゆる布のマスクはだめだと、そういったような決まりはございません。

◎岡田委員 今お話を伺って、やっぱり医師を含めスタッフの皆さんの負担がかなり大きいし、体制としても、そこがネックになってくるとお話がありました。ついてはやっぱり厚生労働省とか、あるいは四国の中でもいろいろ感染者の少ないところもあると思います。その辺の連携をどう図っていくのかということも大事になってくると思いますが、厚生労働省や四国の他県との連携なんかのお考えはどうでしょうか。

◎家保健康政策部副部長 国のほうからは各県に医療調整本部の設置の話をしておりますし、都道府県をまたいでの協力という意味では、地方厚生局。四国でいいますと、厚生支局単位で、そういう広域の連携の部分の調整本部の機能は国が担っていただけというふうには考えております。ただ、コロナウイルス対策だけでなく、各県やはり通常診療の部分もありますので、おのおの四国の医療状況、そんなに医師が潤沢ではないので、現在でお互いに協力しづらく、融通し合うのは、なかなか難しい現状があります。ただ非常に多数出て、どうしてもということになれば国を通じてそういうような人材派遣をお願いしないといけないと思っております。

◎西森委員 一般質問でもちょっと質問させていただいたアビガンですね。これは県内への備蓄というのはあるんでしょうか。

◎家保健康政策部副部長 アビガンについては、使用する際に国との協議が必要だと思いますので、現時点で県内で備蓄をされてるという話は聞いておりません。ただ、使用についてはされたとか、例があったというのは聞いております。

◎大石委員 関連で。きのうの報道で、岡山の指定医療機関でも臨床してるというのが出てたんですけども、議論自体は一応されてるってことですか。

◎家保健康政策部副部長 医療機関の主治医のほうの判断で使用を検討されてる、また、もしくは使用したという事例はあります。ただ、少し具体的にどこがどうこうといいますと、個々人の患者の状況と非常に密接につながってまいりますので、これ以上のコメント

は少し差し控えさせていただきたいと思います。

◎**梶原委員** コロナウイルス感染症への対応で一般診療への影響等々もお聞かせいただいたんですが、中でも救急搬送についてどのような影響が出てるのか。これまでのドクターヘリの稼働状況なんかもずっとお聞きしたら年々増加もしてますし、逆に救急車は危機管理部、市町村消防と聞いても、本来は救急車を呼ばなくていい割合なんかはかなり高くなって、通常であれば救急車を使うかどうかを考えましょうみたいな広報、啓発もしてきた中で、今、救急車を本来呼ぼうとしてた方が医療の現場へ行くことで感染のリスクがあるからそれを控えているのかどうなのか。さらにまた医療センターでの受け入れぐあいも含めて、救急車の搬送状況、中でも重症患者も含めてどのような影響があつてどういうふうになっているのか、現状でわかる範囲で教えていただきたいんですが。

◎**川内医療政策課長** この近日の間で救急搬送がふえているかどうかについての確たるデータは手元にはございませんが、やはりふえているのは、肺炎が疑われる患者さんとか、新型コロナウイルスを疑う患者の搬送事例は出てきていると聞いています。疑いの段階で、消防が搬送しないことでのトラブル等はございませんが、受け入れ先の選定に難渋する例が出てきているという話は聞いています。医療センターなど救命救急センターを初めとして、新型コロナウイルスの患者以外の、救急患者の受け入れについて入り口のところの整理、役割分担を少し整理をしなくてはいけない時期になってきていますので、そこは早急に関係医療機関と協議をして、再整理をして周知を図りたいと考えております。

◎**桑名委員長** 質疑を終わりますが、コロナウイルス対応の最前線に皆さん方はいらっしゃって、そしてまた今も不眠不休の対応をしていただいております。そうはいいまして、今が県にとっても踏ん張りどころでございますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、質疑を終わります。

以上で健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎**桑名委員長** 次に、地域福祉部について行います。それでは、地域福祉部長から総括説明を求めます。

◎**福留地域福祉部長** 地域福祉部です。当部における主な新型コロナウイルス感染症対策について御説明をさせていただきます。

お手元の資料、1 ページ、社会福祉施設に対するマスクや消毒液の配布状況です。マスクは、これまでに高齢者施設、障害者施設、児童関連施設に対して約 42.2 万枚を配布しています。その内訳としては、県が購入したものが 21.2 万枚、企業から寄贈いただいたものが約 6.6 万枚、市町村から一時的に提供いただいたものが 14.4 万枚となっております。これまでの配布により、現時点で在庫ゼロの事業所はないものと考えてます。

2 の当面の確保の見込みとしては、今月中に 8.7 万枚、来月に 28.1 万枚、合計で 36.8

万枚を県内製造事業者等から購入できる予定で、今後も不足が見込まれる事業所への配布を継続してまいります。

消毒液は、国のあっせんにより、これまでに 254 の事業所に対して、合計 224 リットルを配布しております。

2 の当面の確保の見込みですが、まず、アの国が直接配布するものとして、希釈して使うタイプの濃縮アルコール 414 リットルが配布される予定となっております。また、イの国のあっせんにより県が購入するものとして、2,040 リットルを県が購入し、各事業所へ直送する予定です。

3 の今後の対応方針としては、今後も施設の状況を把握した上で、感染防止対策に必要なマスク、消毒液を初め、フェースガードや使い捨てエプロンなどの防護用品の確保に努めてまいります。

次に 2 ページ、生活福祉資金特例貸付の状況です。1 の緊急小口資金は、3 月 25 日から受け付けを開始しており、4 月 14 日現在の受付状況は 1,090 件で、貸付総額が 1 億 8,200 万円余りとなっております。そのうち高知市にお住まいの方の申し込み件数が 7 割以上で、主な借入れの理由は、飲食店などの自営業の減収や勤務先の経営不振による給料の減少、休校となった子供の世話などとなってまして、特に自営業の減収によるものが約 6 割と多くなっています。

この緊急小口資金は、生計維持のため一時的な資金を必要とする世帯に対し、1 回限り貸し付けを行うものです。そのため、生活の立て直しのために、引き続き生活資金を必要とする方は、2 の総合支援資金として、一番下の囲みに概要がございますが、2 人以上の世帯で月 20 万円以内、原則 3 カ月分で合計 60 万円以内の貸し付けを申請されることが想定されます。この総合支援資金は、各市町村社会福祉協議会において、4 月 20 日から受け付けを開始することとしております。今後も、生活が困窮している方などに、この貸付制度についての情報がしっかり届くよう、周知に努めてまいります。

3 ページ、業界団体からの要望等、まず、高知県社会福祉協議会から、今後、総合支援資金の増加が見込まれることから、自立支援プランを作成するための相談支援員の配置強化に要する財政支援について要望がございました。総合支援資金の貸し付けには、原則として自立支援プランの作成が必要とされており、生活困窮者自立相談支援機関での支援件数が一定増加することが見込まれます。

そのため、相談支援員の配置強化への支援について、国に対して国庫負担金の追加配分を求めることを含めまして、対応を検討してまいります。

2 つ目の生活福祉基金（特例貸付制度）の償還免除に関する要件緩和と、3 つ目の影響が長期化した場合の据置期間や償還期限の延長の要望は、制度の見直しについて、全国知事会などを通じた国への要望を検討してまいります。

次に、高知県社会福祉法人経営者協議会からの要望等について御説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の加算は、施設関係者の皆様の御意見をお聞きしながら、介護報酬などの加算の創設について、全国知事会などを通じた国への要望を検討してまいります。

次に、マスクや消毒液、利用者に感染者が出た場合に備えた防護服やゴーグル等の確保は、引き続き必要な衛生用品の確保に努めてまいります。

最後に、自宅待機をしていた職員の職場復帰後の心のケアの充実については、感染された方やその御家族等の不安等に対応するため、3月10日に精神保健福祉センターに相談窓口を設けておりますので、御利用いただけるよう、さらに周知を図ってまいります。引き続き、国の制度を活用するとともに、関係機関と緊密に連携しながら、県民の皆様の健康生活を守ることを第一に考え取り組んでまいります。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑に入ります。

◎坂本委員 一つお伺いしたいのは、感染された利用者がいたりしたら即施設の閉鎖とかいうことはあり得ると思うんですが、ただ感染予防的な意味合いから、施設のサービスの利用を停止している施設はないでしょうか。

◎福留地域福祉部長 感染予防の観点で施設を休業してるということは、今のところお聞きしてない状況です。一方で、利用者の方が感染を恐れて、通所介護等の利用を控えているという状況はお聞きしてます。こうした場合には、施設のほうで自宅訪問するなど利用者の方への支援をさせていただいているところで、そうした場合には、デイサービスと同じ報酬が算定されるような取り扱いもされているところでして、今後とも利用者の方に対する適切な支援について、事業所のほうにお願いをしていきたいと考えてます。

◎坂本委員 自宅訪問も可能になっているということなんですけど、例えばケース相談とか、デイサービスの利用者に対して市役所の職員とか、あるいはケアマネジャーとか、あるいは施設の職員とかが集まってケース会議的なものをやったりする場合もあると思うんですけど、そういったものも直接、例えば逆に訪問せずに電話とかでやるということも、一応、報酬の中で認められているということによろしいでしょうか。

◎福留地域福祉部長 ケアマネジャーがケアプランに基づいてサービスの利用について状況を確認しているわけですが、そうしたときに関係機関と協議をすることが必要となりますので、そういった場合には電話等で会議を行っても差し支えないと、直接対面によらず会議を行うことで差し支えないという取り扱いの通知が出されてまして、多くの事業所でそうしたことがされていると承知してます。

◎土居委員 マスク、消毒液ですが、当初、4月中には市場に出回るんじゃないか、流通もされるんじゃないかと、想定されておりましたが、相変わらず、卸等にも在庫はないし、

当然、市場にも出回ってないと。そういうところで、県内の社会福祉施設等は県、行政による配布というのは大変ありがたい状況になってます。一定その当面の確保見込みというところで、4月が8.7万枚、5月28.1万枚ということですけど、大事なのは、中長期的な確保計画だと思うんですが、その後の見通しですよ、5月ぐらいまでは何とかなるけどというところもあるんですが、その先の見通しというのはどう立てていくんですか。

◎福留地域福祉部長 4月、5月で36.8万枚を購入できる見込みが立っておりまして、これで何とか5月いっぱいぐらいまでのマスクの在庫については、確保できるのではないかと考えているところですし、引き続き県内の製造業者の皆様方のほうにもお願いをいたしまして、6月以降もマスクの確保ができるように取り組んでいきたいと考えております。今の段階で6月以降の確保の見通しは、まだ立っていない状況です。

◎土居委員 福祉施設に配布する、こういった物資は医療と違って県が独自で調達をして、最初に配られた布マスク以外はやっていると思うんですけど。また最初に、これまでの配布状況でマスクでは1,307事業所に配ってるということですけど、全体の事業所数からしたら約半数ぐらいになるかと思います。これが当初はまだ大丈夫だと言って言ったところが残りの事業者だと思うんですけど、こういったところもどんどん足らなくなってくるということは、必要量はどんどんふえていくということだと思いで、何とか安定確保に向けた県の努力をお願いしたいし、県内事業所は生産能力的には、県の依頼に対応できるような生産能力はあるんでしょうか。

◎福留地域福祉部長 マスクに関しては社会福祉施設で必要なものに限らず、多くのところから多分購入したいというお話が来ている状況だと思っております。こうした中で県内の事業者の皆様には、社会福祉施設における感染防止対策は非常に重要だという御理解のもとで、優先的に提供いただいているような面もございますので、引き続きそういったところをお願いしていきたいと考えてます。

◎土居委員 民間企業ですので当然だと思うんですが、例えば、ほかがやってるかどうかわからないんですけど、高知県内の事業所でもともと調達能力も弱いんだと思うんで、そういった県内事業所と県とが、その物資の優先提供協定的なものを結ぶことができないのか、その辺はどうなんでしょうか。県としては検討されてますか。

◎福留地域福祉部長 県内の事業者の皆様とは、そういったことも含めて協議をさせていただきたいと考えてます。

◎土居委員 あと、マスクと消毒液とではまた調達方法が違うと思うんですが、さっき言ったように、マスクは県が独自のルートで調達をしていると。消毒液に関しては、国が調達先の事業所、県ごとに割り当てていると。国によるあっせん事業者による調達ということになっていると思うんです。このよしあしですね。ひょっとマスクもこういう消毒液みたいな調達方法が、いいようなことがあるんじゃないかとふと考えるんですけど、この双

方の調達方法のよしあしについて評価はどうなんでしょうか。

◎**福留地域福祉部長** マスクに関しては、何とか県内の事業者のほうから購入をさせていただいてるところです。消毒液に関してはなかなか購入したくてもできない状況で、もうこの国があっせんした事業所から購入する方法しかない状況で、施設のほうでは例えば消毒液によらず、家庭用の洗剤などを用いて、ドアノブ等を消毒するとか、そういった工夫もされているところでした、国のほうには消毒液の確保につきまして、今後とも要望をしていきたいと考えています。

◎**大石委員** 関連でマスクで今、土居委員からも質問があったんですけど、その県内事業者ですね。これは商工労働部に聞いたほうがいいかもしれないんですけど、経済産業省が設備導入に中小企業だったら4分の3の補助を出すということで今、設備導入を促してますが、県内事業者で増強、生産能力を向上させるような動きがあるのかちょっと把握してたら、お伺いをしたいのが1点と、2点目が、この間、保育所の代表の方も来られてましたが、特に保育園ですね。高知市なんか今、自宅で見に来てくれて要請を出したばかりで、それでも保育園、特に職員の皆さんも逼迫してますが、職員が心配してるのは子供たちが全然マスクをしてこない。ほとんどの保育園児はマスクをしていない状況で、本当は構えられたらいいという話もあるんですが、就学前教育、保育園とか幼稚園に対するマスクの供給というのは基本的に市町村にお任せするような感じなのか。県が一定この流れの中で考えていくのか、少し教えていただけたらと思います。

◎**福留地域福祉部長** 県内の事業所でマスクの生産能力増強の国の補助金を活用した事業所が1カ所あったと思います。ただ今回、社会福祉施設用のマスクを購入している事業者とまた違う事業所と聞いています。余り詳しい情報を持ち得ておりません。それから保育所におけるマスクは教育委員会のほうで対応しており、当部で所管してますのは保育所以外の児童福祉施設、高齢者施設、障害者施設です。

◎**西森委員** 私もマスクのことでお伺いしたいと思ったんですが、放課後デイサービス、ここにもマスクが届いたという話がありまして。ただ、届いたマスクが大人用で、子供用のが届いてないという、そういうお声もありました。このあたり、実際のそれぞれの施設にそういった大人用、子供用とかを聞いた上で配布をしてるのかとか、そのあたりについて教えていただければと思います。

◎**福留地域福祉部長** マスクは、高知市内の事業所の皆様には、高知市にマスクを一括してお渡しをしまして、高知市を通じて配布をしています。それ以外の市町村は、県の福祉保健所にマスクをお送りして、そこから必要な事業所にとりに来ていただくということで配布をさせていただいています。最初のころは子供用のマスクの調達がちょっとおくれおったような状況もございまして、委員が言われるような状況があったかもしれませんが、現在、子供用のマスクも購入しまして、配布ができるようになってますので、必要な

ところに行き届くように配布させていただきたいと考えてます。

◎西森委員 あと、施設等に関しては、こういう形で5月までの見通しが出されておるわけですが、例えば介護サービスの従事者の皆さんのマスクの確保はどうされているのか。

◎福留地域福祉部長 今回、社会福祉施設にお配りをしているマスクは感染防止の観点から職員の方の分も含めてお配りをしています。施設のほうから職員の分も含めた不足数について、お聞きをしているところです。

◎西森委員 最後に、4月、5月のこのマスクの購入予定を出されているわけですが、これは再度ニーズの調査をやった上で、また配布という形になるのかどうかお聞かせいただければと思います。

◎福留地域福祉部長 前回3月13日に調査をいたしまして、それに基づき不足する事業所に配布をさせていただきましたが、もう1カ月たちますので近日中にまた調査をいたしまして、不足する事業所に配布をしたいと考えています。

◎土居委員 生活福祉資金のことなんですが、きょうの報告でも、さらにこれまでどおり増加をしております。特に先日業界の方からの意見聴取の中で、主な理由というのは自営業の減収ということが挙げられておりました。特にその具体的な業種も列挙されたんですけど、特に接客業で3密を避けられない業種の中でも、整体とかマッサージ、これどうしても人の体に触らなきゃできないもので、大変大きい影響があるんじゃないかと、これからまた出てくるんじゃないかと思うんですが、こういった特にあはき法に基づいたマッサージ業の方々ですね。視力障害のある方々が大変多いということで、こういった方々は注意点を目で追うこともなかなか難しいと。そういったこともあるんで、情報提供のあり方等にはやはり配慮が必要だと思いますし、また支援、こういう生活福祉資金の支援を受けたくても申請書類を書くのも一つの大きなハードルになってくるといふこともあると思いますので、こういった社会的弱者のような方々に、しっかり支援が行き着くように、しっかり支えていくことも考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、これもどこがどういうふうにやっていくのか、お聞きいたします。

◎福留地域福祉部長 生活福祉資金は、県の社会福祉協議会、そして市町村の社会福祉協議会のほうで申請等の取り扱いをしているところで、制度の周知に関しては県のほうも取り組んでいく必要がありますので、これから障害者団体の皆様等も通じまして、こういった制度の周知をさらにきめ細かくやっていきたいと思っておりますし、また、申請の手続についても障害特性を踏まえた対応がされるように、市町村社会福祉協議会をお願いをしていきたいと思っております。

◎岡田委員 関連して、生活福祉資金でやっぱり緊急小口資金の問い合わせ、あるいは借りたいという方がふえてきてるということですが、1回限りということもあるし、継続して使えるような仕組み、あるいはもっと使い勝手のいい制度にするということでは、県と

しても国に対してしっかり声を上げていくことが県民の暮らし、生活を守る上で大事だと思いますが、その点どうお考えでしょうか。

◎福留地域福祉部長 緊急小口資金は、1回限りということになっています。その後も生活の立て直しのために資金が必要な場合は、資料の2に書いてますが総合支援資金ということで、20万円で3カ月分という資金がございますので、そちらのほうを必要な方が使っていただけるように周知に努めていきたいと考えています。

◎土森委員 消毒液ですけど、伊の県が購入する2,040リットルですが、濃縮ですか。

◎筒井高齢者福祉課長 高齢者福祉課です。これは濃縮タイプではないタイプのものです。

◎土森委員 5月中には事業所に行くというイメージですか。

◎筒井高齢者福祉課長 先般、送付先の調査がございまして、住所等出しておりますので、はっきりした時期は確定しておりませんが、近々送付されるものと考えております。

◎土森委員 3番の防護服も福祉施設は全然ないと聞いてますが、非常に感染者が出てくる障害者のところなんか危ないところですので、今後の見通しはあるんですか。5月中には配布できるのでしょうか。

◎福留地域福祉部長 県外では障害者施設等で感染が蔓延している状況もございまして、そうした場合に施設内で感染防止、さらに利用者の方に感染しないような対策、あるいは職員の方が感染した方に支援をする体制の整備ということで、施設のほうからもこの防護服等の確保について要望いただいているところで、防護服自体は、なかなか調達が難しい状況で、アクリル製のフェースガードでありましたり、使い捨てのエプロン、こういったものを防護用品として確保したいと思っております。予算措置も必要でございますが、できるだけ早くそういったものを県のほうで備蓄をして、施設で必要なときに配布ができるように備えておきたいと考えております。

◎依光委員 職場復帰の際の心のケアのところ、この間、事業者からお聞きをしたときには、スクールカウンセラーという話があって、自分のイメージでいくと、多分コロナウイルスに自分が感染して職場に迷惑をかけてしまったという思いもあって、なかなか復職する際に難しいんじゃないかと。そういう意味で、ある意味カウンセラーがその事業所とかをサポートしていくようなイメージやったんですけど、ここであるように精神保健福祉センターに相談するというんですけど、何かイメージ的にいくと、もう何か迷惑かけてしまったんで、そもそも職場復帰するのではなくてもう退職してしまうようなイメージもあって、むしろ何か広報という部分でいくと、その事業所も当然やめられたら困るわけなので、そういう意味でいくと職場の意識的なことも含めて、多分、事業所はもう本当に人手が足らんし、感染から復帰された方はかかりにくいという話もあるので、そういうイメージやと思いますけど、実際に精神保健福祉センターのところにも職場復帰とか、そういった相談はあるような状況ですか。

◎福留地域福祉部長 3月10日からこの相談窓口を設置しておりまして、昨日までで31件相談がございました。そのうち感染者の御家族の方からの相談が1件と、それから医療従事者の方からの相談が2件となっております。いずれも感染者の家族、それから医療従事者の方からは、やっぱり不安が大きいといった相談をいただいているところでありまして、そういった相談者の方のお話をしっかりとお聞きをして、必要な適切な、また支援ができるところへつないでいく等の対応をさせていただいてるところです。

◎依光委員 やっていただいているということですので、事業者ともちょっとコミュニケーションをとっていただいて、この間、そういうことをあえて言われたので、何か困っている事例があるかもしれないので、むしろ待つというよりは、その事業所ごとに課題があるような気がしますので、ぜひそこら辺もまたヒアリングをして、情報収集をお願いします。

◎土居委員 これは今後の備えの話になるかもしれないんですけど、先ほどもちょっと話が出ておりました現在、介護福祉等の事業に関しては特段まだ影響は余り出てないということをお聞きしましたが、これからの感染拡大を考えたら、県外では特に通所の受け入れを中止している例が出てきているということです。当然ですけど、そんな場合でも利用者はケアが必要なわけですね。何かしらの対応していかないかということですが、実際、訪問へのシフトといったことがうまくいくかどうかもちよっとわかりませんし、ほかの事業者が受け入れができるかどうかということも、不透明だと思うんですが、そういったときに、やはり事業所同士の連携というか、法人の枠を超えた、そういう連携が必要になってくるかと思うんですが、そういったことに県として何かできることがあるのか。県でなければ、行政として何かできないのか、その辺の考えはどうでしょうか。

◎福留地域福祉部長 これまで続けておられたサービスの提供体制を変える場合には、いろんな人員の確保等の課題があろうかと思えます。そうした場合、まずは同じ法人内で人員を確保していただくことが基本になろうかと思えますが、なかなか小さい法人ではそういうこともかないませんので、またこういった課題について施設ごとに協議会がございしますので、そういったところともお話をさせていただいて、施設種別全体の中で、そういった職員の応援体制がとれないかといったようなところを、また協議をしていきたいと思っております。

それから、また県の社会福祉協議会に福祉人材センターがございしますので、そういった人材センターの中で登録をされている方、資格を有しながら現在従事されていない方もいますので、そういった方を御紹介をするようなことも含めて、また対応を検討したいと思っています。

◎坂本委員 余り議論されてないんですが、作業所なんかで、作業されている利用者の方々の雇用の関係が継続されているのかどうかという問題も実はありまして、そういうことに対して、県下のそういったところの現状について地域福祉部として把握されてるのかどう

かお聞きしたいんですけど。

◎**福留地域福祉部長** 県内の障害者の就労を支援する事業所の状況ですが、非常に仕事がなく困っておると。利用者の方の工賃の支払いにもなかなか困っておるとのお話を聞いているところでして、この工賃の確保につきまして、さまざまな支援方法を検討しているところです。こうした中でどうしても工賃が払えるような仕事がない場合については、施設に市町村のほうから支払われます報酬、給付費の中で、利用者の方の工賃を出しても構わないという国の通知も出されているところですので、利用者の方の支援が継続できるように、そういった制度も活用していただきながら支援を続けていただくように、取り組んでいきたいと考えています。

◎**坂本委員** ぜひそういう困り事が相当あちこちで出始めてますので、そこも十分対応をよろしくをお願いします。

◎**桑名委員長** 福祉は本当に多岐にわたる分野でございます。そしてまた、助けを求めている方も多いところがございますし、またその助けを求めている人もどこへ聞きに行ったらいいのかわからない人が多いのもこの分野だと思いますので、どうか全ての人が救えるような体制をつくっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

それでは暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時0分～13時0分)

◎**桑名委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《文化生活スポーツ部》

◎**桑名委員長** 次に、文化生活スポーツ部について行います。

それでは、文化生活スポーツ部長からの説明を求めます。

◎**岡村文化生活スポーツ部長** 文化生活スポーツ部です。

当部におきましては、要望についてはいただいていません。したがってまして報告を2点。文化生活スポーツ部所管施設の休館状況について及び私立小・中・高等学校等の休業状況と大学の状況につきまして御報告をさせていただきます。いずれも、感染拡大の防止のための取り組みです。

1 ページ、文化生活スポーツ部所管施設の休館状況についてでございます。1番、3月中の休館状況について、(1) 県からの要請と書かせていただいておりますが、3月4日、文化生活スポーツ部が所管をします施設のうち、屋外施設を除きまして各施設に対して、3月6日から3月19日までの休館を要請し、その後3日間、3月22日までの延長ということで要請をします。この期間は、県立学校の臨時休業、あるいは、社会教育施設等の休

館の期間とほぼ同様の期間としています。(2)各施設の休館状況です。美術館を初め7つの施設におきまして、若干、期間に違いはありますが休館しています。なお、障害者スポーツセンターは御案内のとおりグラウンドなどの屋外施設も有しており、そうした屋外施設を除きまして館内の施設のみ休館としています。なお米印で書かせていただいておりますが、これらの7つの施設以外、貸し館や貸し室を業務としている施設につきましては休館扱いという整理をしておりませんが、要請期間内に予約をされておりました主催者の方々に対し、中止や延期などをお願いしているところです。

続きまして2番、今回の県内の感染状況等を踏まえた県立施設の一斉休館に伴う休館状況についてです。まず(1)県からの要請としまして、4月9日に当部が所管をしております各施設に対して、4月10日から4月26日までの休館を要請しております。これは4月9日に濱田知事から県民の皆様に対して、4月26日までのおおむね2週間、昼夜を問わず不要不急の外出を自粛していただくようお願いをしたことに合わせた対応です。

(2)各施設の休館状況ですが、15の施設全て4月10日から4月26日まで休館とします。なお、こうち男女共同参画センター「ソレ」のところに米印で書かせていただいておりますが、休館中の当該施設の中におります各相談機関については、電話相談などを実施しておるところです。具体的には、例えば県立の消費生活センターなどです。また一番下の障害者スポーツセンターのところに米印で書かせていただいておりますが、館内施設は先行して4月1日から休館、すなわち、3月8日からの休館を継続しています。

続きまして2ページ、3番その他として、休館期間中に係る取り扱いですが、貸し館、貸し室の予約の受け付けは実施しておりません。また休館期間中の予約、既に予約をされておられる主催者の方々に対しては、各館から行事の開催について中止や延期等の対応をしていただくよう要請をしているところです。また休館期間以降の予約も、休館期間が延長されるなど、状況によっては予約取り消しの可能性があることを申し込みの方々に了解してもらった上で受け付けをしている状況です。

以上が、文化生活スポーツ部所管施設の休館状況についてです。

続きまして3ページ、こちら、私立小・中・高等学校等の臨時休業状況と大学の状況についてです。まず1番、3月中の学校の臨時休業等の状況について、まず(1)私立小・中・高等学校等の対応ですが、①県立学校の対応に係る情報として、まず2月28日、県の教育委員会が3月4日から、県立中学校は3月19日まで、県立高等学校及び県立特別支援学校は3月19日までの臨時休業を決定しました。そのことの趣旨など、そしてあわせて国からの要請があったことなども含めて、情報の提供をさせていただいております。

これに応じて②の臨時休業等の状況ですが。

◎桑名委員長 全体で20分しか時間をとってないんで、3月まではここ見たらわかるんで、4月からの説明を。現在のところを。

◎岡村文化スポーツ部長 失礼いたしました。

(2)の大学の対応もごらんのとおりです。

2番、4月以降の学校の臨時休業等の状況ですが、こちらも県立学校の対応に係る情報を私立小・中・高等学校に提供させていただいております。4月13日から4月24日まで県教育委員会が決定した臨時休業の情報をお伝えをしています。

また②の臨時休業等の状況ですが、これは昨日の午前中の時点で取りまとめているもので、小・中・高等学校は18校中15校が臨時休業、なお本日午前中の新たな情報としまして、さらに2校があすから休業を決定したということで、臨時休業は17校ということです。特別支援学校は1校が平常授業、専修学校は22校中19校が臨時休業で、3月の段階と比べますと休業する学校がふえている状況です。

続きまして(2)大学の状況ですが、ここに記載のとおり、各大学それぞれ一定の期日まで休業を行った後、対面授業も当面行わないような措置を決定されています。

4ページ、②の入学式の実施状況も、ごらんのとおりほぼ全ての大学で中止、あるいは実施したところも、規模を縮小して実施ということです。

なお、3番の学校への情報提供についてに記載しておりますとおり、県の情報、国の情報、これらはこれまでも提供しておりますが、今後も随時、情報提供を実施してまいりたいと考えています。

最後4番、学校への感染防止対策の支援についてですが、感染防止対策のため県に寄贈を受けておりましたマスクを私立小・中・高等学校に既に配布をしておるところです。

今後も新型コロナウイルスの感染に係る県内の状況を踏まえ、引き続き感染拡大の防止に向け、関係機関と連携を図り必要な対策をとっていきたいと考えています。

以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 いわゆる県の施設の貸し館の関係ですが、この閉館をしているとか、あるいは自粛要請をされるとかというようなことは、これの状況でわかるんですが、そのことによって予定されていた事業が中止、延期になると、延期の場合はキャンセル料とか取らないかもしれませんが、中止になった場合に会場のキャンセル料を徴収してるみたいなんですが、これは当然、休館した場合はキャンセル料は取りようがないと思うんですが、自粛をしてそういった事業主の判断で中止した場合でも、そのキャンセル料は徴収するのは酷ではないのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 御指摘のとおりそういった御意見もいただいておりますし、また国や県が自粛を要請した期間、すなわち本年2月26日以降については、この期間内のキャンセルは、イベント等の主催者の方々の責めに帰すべき事情ではないということで、各施設の還付規程等に基づいて、全額還付する対応という方針が先般、県として出されま

したので、こういった方針をまた各施設にも周知していきたいと思っています。

◎坂本委員 そしたらもう既に全額還付方針が出てるんですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 既に出ております。

◎坂本委員 まだそれが徹底されてないような、利用者のほうは、そういう話は聞いてないようなんですけど。

◎岡村文化生活スポーツ部長 比較的最近発出されたものですので、改めて周知を図ってまいりたいと思っています。

◎坂本委員 それだけでも随分助かるというお話も聞いておりますので、ぜひそのことは早急に徹底して還付作業とか、あるいは今後徴収しないということの徹底をしていただきたいと思います。

それともう一つは、その会場使用だけの問題ではなくて、日々の活動が非常にそれぞれの方たちの努力でされている。例えば、高知県は非常に映画の自主上映も全国に比べて盛んなところですが、そういう映画の上映をしている団体であるとか、あるいは演劇集団だとか、そういった方たちが日ごろ拠点にしているところの維持が大変困難になっているということもお聞きしたりしてます。本来ならば、そういったところのいろんな状況把握とかをアーツカウンシルの方がされるとかいうふうなことが望ましいかと思うんですが、今、欠員状態になっているとお聞きしてます。そんな中で、ぜひ高知県のそういった、以前、岡田委員がそういった団体の方も本当は事情を聞いたらどうかということのお話もありましたが、ちょっと時間がなくて、今回そういった団体の方のお話を聞いておりませんが、この状況の中で、そういった、文化、演劇、芸術、そういったことに携わっている方たちがこのコロナウイルスの影響によって活動が停滞してしまうと。あるいは場合によっては、もう再開できなくなるかもしれないというお声もありますので、そういった方たちの困り事とかにもしっかりと耳を傾けて、どういう対応ができるのか、あわせて御検討いただけたらと思いますが、その辺の状況は把握はされてますか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 現時点におきまして、私のところまでそういった情報は入っておりませんが、今御指摘がありましたように、御意見をいろいろお聞きいたしまして、また対応などを検討させていただきたいと思っています。

◎大石委員 関連で、坂本委員から言ったお話の中で、今の情報の中で国の支援なんですけど、1つはチケットを払い戻ししなかった場合に、控除の対象になるというのを与党の税制調査会がまとめているという報道があったんですが、これでイベントを主催していたが中止にした人の資金繰りに資するというので、これが多分正式に運用になるんじゃないかと思うんですが、実際に運用し出したときにちゃんと周知をしてあげないといけないのかなと思いますが、そういう準備みたいなものはされてるのかなというのが一つと、それからもう1点は、今度の臨時交付金ですね。これも情報によると文化とか芸術に使えると要

綱に入ってるらしいんですが、そのあたりも部内でこういう支援をしたらどうかとか、そういう議論がもし現時点でなされてたら情報提供をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 現時点では、申しわけございませんがそういった検討までには至っておりません。今後、国の補正含め制度の詳細などをしっかりと研究しまして、部内での検討も進めていきたいと思っております。

◎大石委員 いずれにせよ、特に前段の控除の話は多分もうすぐ運用になると思うので、出たときにすぐ周知してあげないと取りっぱぐれといいますか、そういうことも出てくるかもしれませんで、そういう団体の情報を整理してもらえたらと思います。

◎西森委員 大学、私立学校も含めて、卒業式、また入学式が中止になって、授業に関しても休業とか自宅での学習という形になっているということなんですけど、実際、自宅での学習というのはこれからの部分なんですけど、例えばウェブとかで大学、ゴールデンウィーク明けまで休業で、ウェブでの授業が今開始されてるという状況で、県内の大学における状況というのはどうなっているのか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 私どもがお伺いしておるところでは、例えば高知工科大学は、インターネットを介した遠隔的な授業、あるいは高知県立大学には学習管理システムがございますので、それを活用した授業など、いわゆるICTを活用した授業の実施の工夫などもしているとお伺いしております。

◎西森委員 そうすると自宅学習ということではなしに、そういうウェブを使ったりということでの取り組んでいるということではよろしいんですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 全てがインターネットを介してということではないかと思いますが、自宅学習につきましても、例えば課題を与え、レポート形式で提出させるといった、一定の方針に基づいた取り組みが行われているとお聞きしています。

◎西森委員 あと、学生が生活をしていく上で、アルバイトとかされながら通学をされる大学生とかもいるかと思うんですけど、そのアルバイトもなかなかできないという状況があるわけなんですけど、そういう学生に対しての相談窓口とか、そういうのが設置されるのかどうか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 通常、大学の中に学生の相談に応じる窓口的な部署は必ずあるかと思っておりますので、まずはそういったところで相談を受けていただいて、必要に応じてまた文化生活スポーツ部のほうにも情報を上げていただければと思っております。

◎桑名委員長 まとめてくれますか。

◎西森委員 ぜひ、そうした学生の相談にしっかりと乗っていただいて、また対応していただければと思います。

◎岡田委員 スポーツ文化の関係で、それを職業にして生活してる方々の補償とか、損失

補償みたいなものはあるんですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 今のところ承知しておる範囲では、特にこの業種に限ってということではなくて、他の業種と同じく幅広い国全体の制度の中での対応ということかと思えます。

◎岡田委員 フリーランスでそういうことを専門に生計を立てている方もおいでると思うんですが、生活が厳しい事態に追い込まれているということもありますので、その辺もちゃんと情報発信をして、こういう救済がありますよということをしっかり伝えていくことが大事だと思いますので、また国の制度もできたら、また県としてもそれを受けてしっかりフォローしていくと、文化芸術をしっかり守っていくと、支えていくということにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎土居委員 多くの施設、博物館施設等もありますが、休館になるということで、また今後の拡大等の見通しが無い中で、ひょっとしたらまた休館の延長であるとか、可能性としては考えられなくもないと思うんですが、休館中のこういった施設の職員の皆様の業務のあり方、業務のシフトと申しますか、何かしら工夫をして本来のお仕事をさらに充実させていけるような工夫も必要じゃないかと思うんですけど、内部ではどういう取り組みをされてますか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 休館中も職員の皆様にはお仕事をいただいているということで、例えばお伺いしている範囲でいきますと、高知城歴史博物館などは、資料の収集、保存、分析、展示という流れが一定あるわけですが、従来、その分析の部分にかかる時間が少しかけられなかったということもあり、今回のこの状況の中では少しその資料の分析などにも充てられる時間が持てるということで、そこに少し力を入れたいといったお話もお聞きしております。

◎土居委員 本当に大変なことですが、何とか職員の皆さんのモチベーションをしっかり維持して何とか取り組んでいただきたいと思います。

◎大石委員 1点だけ、さっきの施設の件なんですけど、ほかの地域ではこういう施設は今、学校も休校になりましたので、子供向けなんかには例えば動画の配信をちょっと工夫してしたりとか、そういう取り組みもあるように聞くんなんですけど、そういう休館中の発信ですね。そういうことは何か検討されているのか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 現時点でそこまでの情報はいただいております。御指摘のとおり全国的にはさまざまな取り組みがされておるようですので、そういった情報なども各施設にもお伝えしながら進めていきたいと思っております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活スポーツ部を終わります。

《公営企業局》

◎桑名委員長 次に、公営企業局について行います。それでは、公営企業局長からの総括説明を求めます。

◎橋口公営企業局長 それでは、公営企業局について説明をいたします。まず、感染症指定医療機関であります幡多けんみん病院の状況ですが、受け入れ可能病床は感染症病床と結核病床で対応することとしておりまして、1部屋に1人入院した場合7床ということになります。この病棟には通常より5人ほど多く看護師を配置し、病院機能を維持しながら対応をしております。現在の受け入れ状況ですが、資料作成以降変動がございまして、本日までの受け入れ状況は、昨日1人入院して、本日1人が退院予定ということで、10人入院が11人入院。4人退院が5人退院ということになりまして、現在6人入院中。同じ親族の方を1つの部屋にしていますので、6人で4部屋を利用しています。残りとしましては3室が受け入れ可能ということになります。

次に、両県立病院におけます新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題、その対応として、現状、院内感染対策として、職員、それから委託先を含みます出入りの業者、そうした方々に対しては、院内でのマスクの着用、発熱などの症状がある場合は、特別な休暇とか、それから自宅待機、または来院禁止といったような対応をすることを徹底をしております。

また入院患者への面会を原則禁止としておりますほか、病院入り口を、あき総合病院は正面玄関のみ、幡多けんみん病院のほうへは2階の西玄関だけに限定しております。特に幡多けんみん病院は、入り口に看護師を配置しまして、風邪症状がないかどうか確認し、症状がある場合は発熱者用の診察室に誘導するなど、いわゆるトリアージを実施して、院内感染が生じないような対応をしております。

次に患者の対応としまして、電話による再診と薬の処方を実施しておりますほか、通常より長期間の薬を出します長期処方といったことも実施をしております。また、院内感染防止のために、検査や入院を待てる患者につきましては、それを延期して、病床利用の抑制を図っております。さらに、あき総合病院では精神科で行っておりますデイケアを3月2日から当面の間、中止をさせていただいております。

課題と対応でございますが、医療用資器材の安定確保が課題となっております。現在は在庫とか契約先からの一定の納品、一部国からの優先配布等により、当面の対応には支障がない状況です。ただ、契約先からの納品は、不安定なところもございまして、不足が見込まれた時点で国からの優先配布を依頼するなど、確保に努めることとしております。

患者数増の対応としましては、やはり最も課題となりますのは医療スタッフの問題です。ただ、それは言っても仕方ありませんので、とにかく資器材で不足がないように人工呼吸器の追加、それから室内の空気を外に出さないようにするための簡易陰圧装置、そうしたものの購入を行うことを考えております。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎岡田委員 幡多けんみん病院は、あと残り3床あいているということなんですけど、これが満床、全部埋まった場合はどういう対応になるのでしょうか。

◎橋口公営企業局長 その場合は一般病床といいますか、今、7階のフロアの片側でやっておりますけど、そうしたほうへ拡大をせざるを得ないと考えています。

◎岡田委員 一般病棟と区別されるような準備はされておりますか。

◎橋口公営企業局長 はい。その人数にもよりますが、あそこは真ん中を中心にして東西になっておりますので、その片側に固めるとか、あるいは人数がふえると恐らくはそのフロアから一般のほかの入院患者を退避させるようなことも考えざるを得ないのかなとは思っています。

◎大石委員 午前中に健康政策部から、感染症指定機関については重症患者とそれから中等症患者に重点化していくということで説明がありましたが、特にその中で、最後は重症患者も医療センターに集約していく方針だということでしたけど、その中で幡多けんみん病院も重症患者を引き続き受け入れていくのか、それともどこかの段階で、幡多けんみん病院に入院してて重症化した場合に医療センターにということになっていくのか、そのあたりはどのようなさび分けになっているのでしょうか。

◎橋口公営企業局長 健康政策部とも協議をしていかないといけないと思いますが、現在、幡多けんみん病院はほとんど軽症の方ばかりです。今後拡大が進みますときに、重篤な方はちょっと人力的な問題とか資器材の問題がございますので、中等症程度の方、人工呼吸器を使わなければならないとかいった方についてはやはり指定病院ですので引き受けるを得ないと思いますが、重篤な方につきましてはやはり医療センターに搬送することが必要かと思えます。

◎大石委員 ちなみにECMOは幡多けんみん病院には。

◎橋口公営企業局長 ございません。

◎大石委員 ないですね。それで医療センターに集約する場合に、一定例えば人員を提供してほしいとか、医療センターに幡多けんみん病院から融通してもらいたいとか、そういう話になってきた場合に、当然、組織命令系統とか雇用の形も違う中で、一定そういうことは検討というか、可能なのでしょうか。

◎橋口公営企業局長 そこはまだ病院とそういった可能性については話し合っておりませんが、現状からしますと幡多けんみん病院も地域医療を支えており、人員を割くというのは相当厳しいかと思えます。

◎土森委員 幡多けんみん病院で重篤になりまして、医療センターに搬送するというと結構時間がかかると思うんですけど、そういった対応はどんな感じになるんですか。

◎橋口公営企業局長 そこも健康政策部とちょっと協議をしないと、今後していくべき課題かと思えます。やはり物理的には、救急車かドクターヘリかということになるかと思えますが、それが現実的なのか協議をしたいと思えます。

◎坂本委員 最後の患者数増への対応のところここには書かれてないんですが、本来医療スタッフの不足というのがあるんだけど、それは言ってもなかなか仕方がないのでということで口頭で言われたんですが、一方で現状でも5人の看護師を増員配置しているということに加えても、物理的に今の現状スタッフではもう患者数がふえたところで、何とも対応のしようがないということなんでしょうか。

◎橋口公営企業局長 患者数の増加の程度によりますが、今後考えられますのは、例えば一般の外来でありますとか手術についてストップをして、その分の看護師、スタッフを感染症に回すということは考えられます。ただその場合、地域の医療に対する影響が甚大でありますので、そうした対応に踏み切れるかというのは、ぎりぎりの判断が必要になってこようかと思えます。

◎坂本委員 そこはさっき大石委員が言われた、医療センターが例えば幡多けんみん病院にスタッフの要請を求めてくることとはまた違う、いわゆる県の職員同士ということで、かつてあき総合病院から助産師不足に対応するために、幡多けんみん病院に助産師を派遣したことがあるんですね。そういうふうな、あき総合病院からの対応とかいうようなことなんかも検討には入ってこんでしょいかね。

◎橋口公営企業局長 それはもちろん入ってこようかと思えます。

◎西森委員 医療資器材の確保。これ全国的にも不足しているという報道がなされておったりもするわけですが、ここに書かれておる一定の在庫が防護服なんかに関してはあると。ただ、現在、契約先からの納品が不定期となっている資器材について不足が見込まれた時点で、国のほうに確保を依頼するということになっていくんですかね。そういう状況で本当に確保ができていくのかどうか心配される部分であります。

◎橋口公営企業局長 説明がちょっと不適切だったかと思えますが、なくなってから依頼するというのではなくて現在で数量を把握しておりまして、あと何日分というのはそれぞれマスクであるとか、それぞれに把握をしておりますので、その状況を見据えつつ国に要請する。あるいは、先ほど委員もおっしゃったような、もう一つの県立病院、そちらからの余裕分とかを融通し合うとか、さまざまな対策をして確保に努めたいと考えています。

◎西森委員 午前中の健康政策部の議論の中でも、軽症者も含めて最大マックスになったとき1,500人の患者が想定をされるという、やっぱりそのところもきっちり踏まえた上での確保をもう考えているということによろしいんでしょうか。

◎橋口公営企業局部長 最大その1,500人をベースにして、幡多けんみん病院でどのぐらいかという議論も内部ではしておりまして、そうした場合に看護スタッフが先ほど申し上

げたような外来とか入院、手術も全部ストップした状態で、マックスどれぐらいか、それに応じて看護師の配置とか医療資器材の確保について机上のシミュレーションはしております。

◎西森委員 ちなみに幡多地域でのマックス想定患者数というのはどれぐらいになっているのでしょうか。

◎橋口公営企業局長 地域ごとのそういうマックスの想定数というのは我々としてはお聞きしておりません。

◎土居委員 院内感染対策をお聞きしたいと思います。感染症指定医療機関ということで、当然、十分な対策をとられてやっておられると思いますが、同じ医療センターでは感染もあったということで、やり過ぎはないと思うんですが、医療センターでの感染があつて、特に幡多けんみん病院のほうでも注意を強化した対策等ありましたら御紹介お願いしたいと思います。

◎橋口公営企業局長 もともとエリアをきちっと分けて、そのエリアに行くときには十分な対応、それから完全防護といったことをやっております。医療センターの件につきましては状況をお伝えはしております。長時間にわたって患者と相対したというような報道もございましたので、そうしたことについては、幡多けんみん病院のほうにもお伝えをして対応はなされているものと考えております。

◎土居委員 ここでマスクの着用とか書かれておりますが、全国を見ましたら、例えば大分の感染症指定病院ですかね、大分医療センターのほうでクラスターが起こったと。あそこの原因の調査の中で、職員らが共有しているタブレット端末であるとか、休憩室での感染の拡大の可能性が指摘をされておりますが、こういったタブレット端末等に対する消毒であるとか、こういったところも徹底をされておられるのでしょうか。

◎橋口公営企業局長 その辺は未確認で、改めてそういったことも確認を徹底をするようにさせていただきたいと思います。

◎大石委員 さっきの関連で土森委員から搬送の話が出ましたけど、今のところ例はないとは思いますが、今後、例えばもう入院の時点で重症患者になっているという場合で、幡多管内でそういう患者が発生した場合でも今の話であれば直接もう医療センターにということもあり得るということですか。

◎橋口公営企業局長 あり得ることだと考えております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《産業振興推進部》

◎桑名委員長 次に、産業振興推進部について行います。それでは、産業振興推進部長からの総括説明を求めます。

◎井上産業振興推進部長 当部からは、県内食品事業者等への影響とその対応について御説明をさせていただきます。産業振興推進部の資料、まず大きな1番として、主な食品（輸出を含む）事業者への影響ということで整理をさせていただいております。この3月下旬にそれぞれ電話、それから行ったりして聞き取り調査をした結果、回答52社で、影響ありが30社ということです。30社の内訳は、国内外両方が14社、国内のみが13社、海外のみが3社という状況になっています。

主なポイントとして、国内向け、海外向けで整理をしております。国内向けについては、

①小売り向けの商品の影響は今のところ比較的少ない状況である。

②飲食店など外食向けの生鮮品（水産物、肉、野菜とか）を中心に業務用商品の注文が大きく減少しており、売り上げが激減している状況です。

③県内のホテル・旅館、それから空港や駅での土産物。土産物関係は総じて売り上げが落ち込んでおるといことです。

④品目別では、やはり「土佐酒」が県内外の飲食店からの発注がとまるなど、非常に落ち込みが顕著であるということです。

それからその下の海外向けが5つに整理しております。海外向けの①ですが、中国は、水産物の輸出が2月に一時ストップをしておりましたが、3月上旬からは一部再開しております。「土佐酒」の輸出は2月から落ち込んだまま回復ができていない状況です。

②欧州向けは、主力であります「ユズ製品」それから「土佐酒」の輸出がとまったままという状況です。

それから③アメリカ向け「ユズ製品」「土佐酒」は3月の時点では影響が出ていなかったものの、水産物の輸出は3月下旬からストップしておる状況です。

④品目別、やはり「土佐酒」の受注済み分がキャンセルになるなど影響が非常に大きい一方で、「お菓子」とか「お茶」とか、これはシンガポールになりますが、「お茶」などの加工品の輸出については影響がないとお聞きをしております。

次の大きな2番、県並びに地産外商公社の取り組みへの影響というのも少し整理をさせていただきます。まず（1）で、展示商談会の中止・延期ですが、国内向けは、今までに10件程度が中止または延期。海外向けは8件が中止または延期になっています。

特に国内向けの主なものを書いてますが、6月3日に予定していました県産品商談会、去年は県内外からバイヤー116名来ていただきましたが、今年はその商談会につきましては一定中止とさせていただきます。

海外向けは、大きなところでいいますと、シンガポールのFHAであったり、インドネシアのFHTBであったり、そして、独自にやろうとしてました北京での賞味会、あるいはフランス、イギリスでのプロモーションなどは中止とさせていただきます。

（2）地産外商公社の活動も、面談NGなどの商社もございまして、外商活動が少し制

約を受けているという状況にあります。

地産外商公社の東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所は在宅勤務となっています。

(3) 貿易協会のシンガポール事務所ですが、シンガポール政府の要請もあり、4月7日から5月4日は一時閉鎖という状況になっています。

(4) 「まるごと高知」への影響も少し御説明をさせていただきます。①にあります2月10日から少し影響が出てきておりまして、②3月2日からは、物販部門については閉店時間を早く、それから飲食につきましても、予約状況・来客の状況により随時短縮しての実施ということをさせていただいております。

④3月28日からは物販、飲食部門ともに土・日は休業という策をとり、その結果、3月の売り上げは、物販が昨年の3月と比べて68%、飲食は44%、合計で59%という状況になっております。ちなみに、4月も、10日までなんですけど、1日平均では、大体半分以下ぐらいの落ち込みとなっています。

⑤4月2日からは飲食部門のディナーの平日を全て取りやめるとともに、⑥「緊急事態宣言」を受けまして、4月11日から5月6日までは全ての営業を休止しておるところでございます。

一番下に参考として、近隣のアンテナショップの状況ですが、首都圏にあります主なアンテナショップが大体35ぐらいありますが、そのうち、29施設が5月6日、もしくは、当面の間休業とお聞きもしておるところです。

最後に、右側の3番、経済対策への取り組みということで御説明をさせていただきます。まず(1)で収束を待たずに直ちにに取り組む対策としまして、既に実施しておるもの、検討しておるものを併記させていただいております。まず国内向けは、売り上げに影響のある事業者への販売機会の確保ということで、県内量販店への地産地消販売応援等の提案、それから開催の支援などを行っております。既にアグリコレットと連携をして、県内事業者の販売促進に取り組んでますが、今後も県内の量販店とも連携しながら地産地消コーナーの充実とかも含めて、販売拡大の機会を確保して支援をしていきたいと思っております。

それから県内飲食店のテイクアウト・デリバリー支援は、業界団体の皆様からの要望もあった点で、特に、今もう既に民間主体の取り組みも始まっておりますことから、高知県としましては、高知県の高知家のページ、ホームページを活用しまして、そちらのほうで民間の皆様の取り組みを取りまとめる、いわゆるまとめサイトみたいな形でPRをしていくということで今準備を進めておりまして、ゴールデンウィークまでにはまとめサイトを構築し、かついろんな場面でそうした部分をPRをしていくという形で応援をさせていただきたいと思っております。

それから②通販サイトと連携した販売拡大ということで、大手ECサイトを活用した販売促進、高知県の場合はアマゾンとも協定も結んでおりますので、アマゾンと決めたわけ

でもございませんが、そうしたサイトでの販売拡大のほうを、商品ラインナップの充実も含めて進めていきたいと思っておりますし、あわせて、まるごと高知オンラインショップの充実ということで、まるごと高知オリジナルの詰め合わせのまるごと高知お届け便という形なんです、宅配などもやっておりますし、あるいはギフトカタログの商品を充実させるとかという形で、デリバリー、宅配のほうも、まるごと高知を中心に進めていきたいなと思っております。

③としまして、メディア等による県産品プロモーションの展開ということで、特に「土佐酒」のプロモーションであつたりとかも含めて、本県とゆかりのあります著名人とか、それから、これまでネットワークができておるメディアなどとコラボもしながらプロモーションのほうもしっかり展開していきたいと思っております。

海外向けは現在なかなか動きができないということもありまして、事業者の輸出戦略の策定の支援であつたりとか、輸出対応型商品の開発支援などを今ちょっとウエートを置きながら取り組んでおるところでございます。

あわせて②効果的な輸出ツールということで通販サイトであつたり、あるいは多言語パンフレットの充実などに今取りかかりをしております。

(2) 収束後の反転攻勢に向けた対策ということで、3つほど整理をさせていただいております。まず①県内事業者の外商活動支援ということで、展示会とか、出展されます事業者の販促活動への支援をさらに強化して行っていきたいと思っております。

②商談機会の確保ということで、当初予定していなかった大きな商談会などの出展も含めて、県とか地産外商公社の主催の商談会、あるいはそうしたものを拡充する。それから産地視察型ということで、高知県にバイヤーをお呼びしてやるような商談会をさらに充実をさせてまいりたいと思っております。

③でインターネットを活用した商談機会の創出と販売拡大ということで、大手卸の方々とはウェブを活用した商談会を小まめにやっていく。それから海外向けでは、中国の越境ECで高知県専用ページをつくって販売を行っていくとかいったところを重点的に今後取り組んでいきたいと考えております。説明は以上になります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎大石委員 いろいろ地消の動きも迅速にやっていただいて頑張っていたいただきたいと思いますが、ちょっと変な話するかもしれないですが、この産業振興推進部の中で特に海外向けの予算とか、もちろん頑張らないといけないんですけどもなかなかやっぱり今期は苦しいだろうというものも多分あるんじゃないかと思うんですが、そのあたりは一定、どこかの段階で減額も、ちょっと事業にはある一定見切りをつけて整理して減額補正かけるとか、そういうふうな議論はされてますか。

◎井上産業振興推進部長 それは多分、外商に限らず県全体でさまざまな部分が出てくる

と思いますが、今、例えば海外に行けないとか、外商活動で回れないとかいう部分、じゃあ今、本当に何ができるかというところに予算を少しシフトしながら、先ほどちょっと説明しました、先行してある部分に予算を充当するとか、そういう形で執行していきたいと思っています。当然、最終的に不用になった分は2月なりでの減額になると思いますが、とりあえず今できることをしっかり、今、計上の予算をうまく使いながらやっていくというところに注力したいと思っています。

◎西森委員 地産外商公社の皆さんですけども、実際に在宅勤務ということの当番制での実施ということなんですけど、具体的に仕事というのはどんな感じでされてるんでしょうか。

◎井上産業振興推進部長 地産地消公社もいろいろ部門がありまして、外商のほうはもういろんな情報を収集する。電話のやりとりはできますので、そうした形で相手との取引とは言いませんが交渉とかいろいろ準備とかはやっておりますし、あとプロモーションの関係はウェブでできますので、インターネット回線を活用して、あとはテレビ会議システムを使って県庁ともやりとりをしながらプロモーションのほうはやってます。店舗のほうは在宅とはいえ、やれることは限られてきますので、先ほど言いましたまると高知お届け便といった形で、店舗の商品を幾つか集めて宅配することをやろうとしてますので、そのために週に何回かは出てきて、商品を集めてとか、あるいは県内の事業者とのやりとりするとか、そういったところはやってると聞いております。

◎土居委員 特に日本酒であったりユズであったり、高知の外向けの基幹品目に大変大きなダメージがあるということで大変危惧をしております。

外商がなかなか厳しいということであれば、頼りになるのが内需というようなところに行くんじゃないかと思うんですけど、その内需の刺激策といいますか、ここには県内量販店への地産地消販売応援等の提案と、開催支援ということがあるんですけど、これで一つめどが立っているようなものがあればちょっと御紹介いただきたいと思います。

◎井上産業振興推進部長 先ほど申しましたように、既に実施したのは例のアグリコレットで、4月の初めに県内10社ぐらいの事業者がそこで対面販売をさせていただいて、結構売り上げも上がったと聞いています。

あと今準備しているのは、県内の大手スーパーと少し連携をして、催事的に今の地産地消コーナーみたいなやつを拡大をする。あるいは、店舗の前で、余りたくさんということにはなりませんけれども、少し対面販売をする。先ほど申しましたお酒であったりとか、やっぱりお土産物を中心に非常に厳しい状況ですので、そうした事業者に声をかけることによって、少しでも販売拡大につながるような形で今調整をしておるところです。

◎土居委員 何とかその努力を維持して、何とか当面はしのいでいく以外ないかと思いません。またテークアウト・デリバリー支援というところで、サイトというところがあったと

思うんですけど、高知市もやっておりますし、また民間でもいろんなサイトをやってるといふことがあるんですが、うまく相乗効果を生み出せるような仕組みにしていくことも大事だと思うんですけど、その辺の何か調整といいますか政策というのは、あるんでしょうか。

◎井上産業振興推進部長 やっぱり効果的にPRするということが非常に大事やと思いますんで、今考えておりますのが高知家のホームページの中に高知家の〇〇ということで、高知県のいろんな情報を取りまとめて出しているサイトがあるんですが、そちらのほうに、民間企業の皆さんが今一生懸命やられているので、それらをリンクを張っていきながら、いろんなお店が紹介できる。それは高知市のやつとも連携をしたいということになります。そうしたことで、いろんなやつが一目でそのページで見れるような形で、横につながりという取り組みをしたいと思っております。

あわせて、それをしっかり、例えば地元の新聞でプロモーションを打つとか、そういうことをすることで、サイトのほうに誘導するということが考えていきたいと思っておりますし、あわせて、多分、テークアウトとかデリバリーを導入するためにいろんな基礎的な知識とか、何か準備も要ると思っておりますので、そうした情報もあわせて提供できれば、今度お店がそういうことをやってみようという気にもなられるんじゃないかなとも思っておりますので、その辺も工夫しながら見せていきたいなと思っております。

◎岡田委員 輸出関連で、魚だとか、あるいはユズとか、3月時点では余り影響出てないという書きぶりなんですが、4月に入ってその後はどうなんでしょうか。

◎井上産業振興推進部長 恐らく特にヨーロッパとかは非常に厳しい状況ですので、今ほぼほぼとまっていると聞いております。それはもうユズもそうですし、酒もそうですし、水産物もそうやと思っております。

◎岡田委員 その影響が出てきてるということですね。

◎大石委員 さっきの土居委員からの内需のお話ですが、これ、土佐酒が代表的に今言われてますけど、内需を拡大するにはやっぱりPRが大事ということではいろいろやっておりますけど、ちょっと時節柄どうかわかりませんが、昔、尾崎知事のときは土佐茶のPRをしたりとか、知事自身がこういうことをやりましたが、記者会見とかで主にこういう品目を本当に県民運動にして何とか消費拡大しましょうとか、そういうPRの手法ですね。知事かあるいは井上部長でもいいんですけど、県からはっきり打ち出すというのは検討されてますでしょうか。

◎井上産業振興推進部長 まだ小さい取り組みですが、庁内放送では毎週1回、おうちで土佐酒をみたいPRもさせてもらってます。県として余りお酒ばかりというわけにもいきませんので、いろんな品目も含めて家で食べる、家で飲むとかいうのも含めてPRをするということはいろいろ検討しておりますので、それをやっぱり地元の媒体と連携するのが

重要かなと思っています。地元のメディアとも一緒に連携させていただいて、PRをするような仕組みを考えていきたいなと思っています。

◎土森委員 県内の企業の業務用の食品が余ってるんですけど。そういったものも高知家のホームページと一緒にデリバリーとかテークアウトのところに業務用の余ってますよみたいな。卵なんかすごく余ってるんで、そういうのも一緒に載らせていただければと思うんですが。

◎井上産業振興推進部長 その辺ちょっとまた皆さんの御要望もお聞きした上で、どういう形で載せていくのが一番いいのか検討したいと思います。

◎桑名委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部を終わります。

《中山間振興・交通部》

◎桑名委員長 次に、中山間振興・交通部について行います。最初に、中山間振興・交通部長からの総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、交通運輸政策課長の説明の後に、あわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎尾下中山間振興・交通部長 中山間振興・交通部長の尾下です。

私からは、感染症対策に関する進め方など、全体的な御説明をさせていただきます。中山間振興・交通部では、まず、交通事業者の現状を把握する。次に、それを踏まえて、国に政策提言を行う。国の経済対策を交通事業者に周知し、活用いただく。あわせて、県の支援策を検討し、実行するという流れで対策を進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、交通機関の利用者が大幅に減少し、航空機、高速バスなどでは減便を行う事態となっており、交通事業者にとって出口の見えない非常に厳しい状況が続いております。県ではこのような現状を踏まえ、3月26日に国への緊急提言を行い、交通部門におきましても、マスクなどの防護具の提供、雇用への影響対策、一時支給金の創設、地域の公共交通の維持、観光誘客の促進について窮状を訴えまして国の対策を求めたところです。4月7日に発表されました国の緊急経済対策につきましては、関係団体を通じまして各交通事業者に周知しまして、それぞれの支援策の活用を促してまいります。

また、県としましても、交通事業者の資金繰りの観点から、今年度の補助事業に関して概算払いの進めを進めております。また、厳しい経営状況を踏まえ、利用者の安全安心の確保や公共交通の維持の観点から、補助事業に関して事業者の負担を軽減する支援策を検討したいと考えております。さらに、この感染症からの回復期において、観光振興部と連携しまして、航空、鉄道、バス、路面電車といった各モードでの利用促進策への支援についても検討を行ってまいります。これらの支援策の実施に際しましては、国の経済対策も活用しながら、県民の皆様の生活を支える公共交通を維持するために、市町村と連携して

全力で取り組んでまいります。

私からの御説明は以上です。

交通事業者の現状、県の緊急提言と国の緊急経済対策との対比など、詳細につきましては担当課長から御説明させていただきます。

〈交通運輸政策課〉

◎桑名委員長 次に交通運輸政策課について行います。

◎岡田交通運輸政策課長 交通運輸政策課長の岡田と申します。

それでは、県内の公共交通に关します新型コロナウイルスの影響と県の取り組みについて御説明をいたします。

A3の資料、県内運輸業への新型コロナウイルス感染症の影響等をごらんください。この表は、公共交通の乗り物ごとに運行状況や乗客数等の状況、事業者による感染拡大防止策、事業者及び団体の要望等について、各交通事業者や各団体、各市町村に確認した内容を整理したものです。

一番上の路線バス等については、バス協会に加盟しているバス会社の路線バスやコミュニティバス、デマンド型乗り合いのものは通常運行となっておりますが、14市町村のスクールバスが運休している状況にあります。一番上の路線バスは通常運行と書いております右の横の括弧書きで全21社と記載しておりますが、全社となれば11社が正しい数字でございます。しかし本日、11社のうち1社が、本日から5月6日までの間、運休するといった情報が入りました。ですので、全11社のうち、現在1社が運休しているという状況となっております。

また、3月のバス協会の会員、10社の路線バスの乗客数の合計が、対前年同月比36%の減となっております。

次の高速バスについては、県内の発着路線の減便数が、3月のバス協会の会員の4社の乗客数の合計が、対前年同月比43%の減となっております。

次の貸し切りバスですが、大半の事業者が予約のキャンセルにより、運行回数を大幅に減らしております。18社の運行回数が対前年同月比70%以上の減となっております。これに伴いまして、3月の20社の運送収入が対前年同月比70%以上の減で、4月の予約件数は40%以上の減。5月の予約キャンセルは、326件となっております。バス協会としては、路線バス、高速バス、貸し切りバスのこうした状況を受けて、4月6日に知事に要望書を提出しています。また、日本バス協会が各社にマスクの購入をあっせんしておりまして、県内の交通事業者からは、これによってマスクを確保することができたといったお話も聞きしております。

次のトラックは、トラック協会の会員の全社が通常運行していますが、右のほうに記載しておりますとおり、全日本トラック協会の全国調査で、3月の1社当たりの平均の運送

収入と輸送トン数が減少しておりまして、逆にキャンセルをされた輸送量はふえています。トラック協会としても、こうした全国の状況を踏まえて、4月6日に知事に要望書を提出しています。

次のタクシーについては、ハイヤー・タクシー協会の会員の法人タクシー110社が通常運行していますが、右のほうに記載しておりますとおり、全国ハイヤー・タクシー連合会が調査した県内5社の平均の売り上げが34.2%の減で、その5社のうち、減収が最大の事業者の売り上げは、54.2%の減となっております。表の右端に記載していますが、ハイヤー・タクシー協会も4月6日に知事に要望書を提出しています。

路面電車は、学校の臨時休校により4月13日から4月24日の平日の朝は19便の運休となっております、3月の乗客数は約3割の減となっております。

次の鉄道は、JR四国の観光列車が運休となっております、JR四国と土佐くろしお鉄道の両方ともに、3月の運輸取扱収入と乗客数が減となっております。

なお、こうした状況を受けてJR四国は、3月に国や四国各県に対して、交通モード間のイコルフットィングを確保、これはマイカーとか鉄道、高速バスなど、それぞれの乗り物が対等の立場で競争できるようにするということですが、こうした経済復興対策や鉄道などの需要喚起を要望しています。

また、土佐くろしお鉄道は、ごめん・なはり線の関係自治体で積み立てている基金から、運転資金の短期借り上げ時期を通常の6月から4月に繰り上げることを要請しております、関係自治体からは了承をされています。

次の航空は、高知発着の減便数がごらんとおりとなっております、全路線の乗客数が大幅に減となっています。こうした状況を受けて、定期航空協会が政府に2兆円規模の無担保融資などを要請、またANAホールディングスが政府と金融機関に1.3兆円の融資などを要請。さらにJALは社債200億円の起債をしています。

以上が県内の運輸業の状況でございます。

なお、特にバス事業者からは、路線バスは行政から補助金をもらっても赤字であり、高速バスや貸し切りバスの収益分を路線バスの運行経費に回して、住民の方々の生活に必要な路線バスを何とか維持している。ただそんな状況の中、今回の新型コロナウイルスの影響で、高速バスや貸し切りバスの収益を上げることができないため、このままでは路線バスの維持が厳しいといった声。また、貸し切りバスが運行できないため、運転士の手を減らさざるを得ないといった切実な声もお聞きしております。こうした深刻な状況は、全国の地方のバス事業者が抱えている大きな課題だと考えております。

県の取り組みとしましては、2月補正予算で新たな融資制度を創設いたしましたが、引き続き公共交通に関する交通事業者や団体、市町村の声を聞かせていただいた上で、国と県と市町村の役割分担も踏まえながら、さらに必要な支援を検討していきたいと考えてお

ります。

新型コロナウイルスに関する運輸団体からの要望、県の緊急提言、国の緊急経済対策の比較でございます。この表は、先ほど御説明をしました4月6日にバス協会、トラック協会、ハイヤー・タクシー協議会のそれぞれが知事に出された要望と、県から国への緊急提言、国の緊急経済対策の内容を整理したものでございます。一番上のこの3つの運輸団体からの要望である資金繰りへの支援についてですが、県は国にセーフティネット保証に係る負担の軽減を緊急提言するとともに、2月議会にお諮りして新たな融資制度を創設いたしました。

また、国の緊急経済対策には資金繰り対策として、利子補給を組み合わせた実質無利子・無担保の融資枠の確保などが盛り込まれておりまして、こうした施策を各交通事業者が活用できる仕組みになっています。

次に要望のあった雇用維持の支援については、県としましても、国に同様の緊急提言をしております。国の緊急経済対策には、4月1日から6月30日までの雇用調整助成基金の助成率の引き上げや、支給の迅速化と手続の簡素化が盛り込まれています。

次に要望のあった感染予防対策については、県としましても、国に同様の緊急提言をしておりますが、先ほど御説明をしました日本バス協会のあっせんでマスクを確保している県内の交通事業者からは、依頼したよりも少ない数しか確保できなかったとのお話をお聞きしていますので、引き続き国に対してマスクや消毒液の安定供給を求めていきたいと考えております。

要望のあった減収分への新たな補助制度等ですが、県から国に緊急提言をした一時支給金の創設や国税・地方税・社会保険料等の柔軟な対応については、国の緊急経済対策の中に一定盛り込まれています。しかし、県から国への緊急提言の上のほうに記載しているバス事業者に対する損失補填については、国の緊急経済対策に盛り込まれていませんので、県としては、吹き出しの中に記載しておりますとおり、交通事業者の厳しい経営状況を踏まえて、公共交通に関する補助事業の中で事業者の負担を軽減する支援を検討しているところ です。

県はこれまで、複数の市町村にまたがる広域的かつ幹線的なバス路線について、国や市町村とともに赤字補填などの支援を行っております。一方で、1つの市町村で完結するバス路線については、地域内の移動手段の確保といった観点から、各市町村がバス路線を維持するための支援を行っております。このように、国、県、市町村が役割分担をして実施している路線バスへの補助事業の中で、運行の赤字や車両更新等の設備投資について、公共交通の維持や安全安心の確保といった観点から事業者の負担を軽減できるような、県としての支援策を検討しているところです。さらに、交通事業者の当面の資金繰りを確保する観点から、交通事業者に支払う補助金の概算払いも行えるように準備を進めております。

次に、2つ目の要望項目であります路線バスへの影響配慮については、国に対して、バス運行費補助金の算定への配慮の緊急提言をしておりますし、吹き出しの中には、先ほどと同様に、事業者の負担を軽減する支援を検討していることを記載しています。

次に要望のあった終息時の輸送需要喚起策の実行については、国の緊急経済対策に掲げられているGo To キャンペーンなど、観光振興部と連携した公共交通の利用促進策について検討しているところでございます。

また、この要望の中にあります終息後の需要集中の混乱が生じないように、関係業界への指導や貸し切りバスの法定料金の遵守については、国において調整すべき内容ですので、今後国に追加要望をしていきたいと考えております。

また、要望で一番下に記載している、高速・貸し切りバスの高速道路と本四高速道路の料金軽減化でございますが、これをマイカーに適用する場合は、その効果が公共交通もイコールフットイングになるよう配慮をとる要望でもございます。これにつきましては、全国的な課題ですので、国への緊急提言をしておりますして、国のほうで検討されるべき施策と考えております。

以上で、交通運輸政策課の御説明を終わらせていただきます。

最後に、業界団体からの要望への対応について、総務部の税務課長から説明をさせていただきます。

◎久保税務課長 税務課です。

資料4 ページの要望にありました項目のうち、右側の国の緊急経済対策の欄に税制上の措置が記載されておりますが、このうち県税に関連いたしますものを御説明申し上げます。まず、徴収の猶予制度の特例でございます。令和2年2月以降、一定の期間におきまして、収入が前年同期比でおおむね20%以上減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例が設けられる予定でございます。対象となります税目は、証紙徴収で納める税目を除きまして、ほぼ全ての税目が対象となっております。仮に通算損益は黒字であっても収入減少の要件を満たせば利用可能となっております。

次にその2つ目に、法人税についての適用が記載されております。法人税におきましては資本金が1億円を超え10億円以下の企業におきまして、営業収入の減少などにより欠損金が生じた場合、既に納めている法人税を還付できる制度が創設されることとなっております。資本金1億円以下の企業につきましては、現在既に制度化されているものでございますが、この制度の適用対象となる企業を広げようとするものでございます。この法人税における制度につきましては、還付金の基礎となりました欠損金額などを県税であります法人県民税、法人事業税のほうで、翌事業年度以降に繰り越して控除できることとなっておりますことから、この措置につきましては、県税でも対応できるのではないかと考えております。

以上が、県税に関連する特例措置の主なものです。

◎桑名委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本委員 2点お伺いしたいです。1点目はちょっと明らかにできるかどうかわからないんですけども、路線バスの関係で、きょうから5月6日まで運休するという1社、これは明らかにできますか。

◎岡田交通運輸政策課長 ホームページにも公表されております、駅前観光の空港連絡バスが5月6日まで運休ということを発表されました。

◎坂本委員 それと、先ほど公共交通の維持ということを含めて、市町村との連携をどう図っていくとかいうことが一番大きな課題になってくると思うが。とりわけ路線バスは生活の路線ですので、ここが駅前観光でいうと空港便との関係ですから。

先日、ここで訴えられた事業者なんかは本当に切実な状況で、それは市町村にとっても切実な状況になってくると思うんですね。そこをどういうふうに連携をとって市町村に本気になってもらうかということも必要ではないかと思うんですが、その辺はもう既にずっといろいろ意見交換はされてると思うんですが、どんな状況になってますか。

◎岡田交通運輸政策課長 先日のこの委員会でのバス協会の聞き取りの中で、そういった会社の方が非常に御苦労されてるというお話でございますが、これにつきましては、実は今までも国庫補助路線に上がることができないかとか、県単独の補助路線にすることができないかといった検討はしてきました。ただ、地元の関係市町村との合意形成がなかなか十分に図れてない面もございましたが、県としては関係市町村と協議して、何とかこの路線バスの維持に向けて調整をしていきたいと考えております。

◎坂本委員 それはもう調整はされているのか。まだこれからというところですか。

◎岡田交通運輸政策課長 これからでございます。

◎坂本委員 ぜひそれはスピードアップして対応をしなければ、なかなかもたない状況が先に出てきてしまうと大変になりますので、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは雇用の関係ですけど、とりわけ運転士の確保、この点については、県としての見通しというのはどんな状況でしょうか。

◎岡田交通運輸政策課長 まず県としましては、国の緊急経済対策に載っております雇用調整助成金といった活用もしていただきながら、雇用の維持に取り組んでいただけたらと思ひています。

◎坂本委員 そういう思ひですけど、それにそれぞれの事業所はそういう方向でいこうとしてるのかどうか。

◎尾下中山間振興・交通部長 路線バスに関しては、現状ほぼ運休はない状態ですので、労働密度としては変わらず今運行されています。それから、国の経済対策を使っていた

だくことももちろんありますし、それから最大手のとさでん交通は、緊急の融資を金融機関から受けまして、運転資金も確保しようとしておりますので、まずはそこを回していただくことになろうかと思っています。現時点で、例えば解雇されるとか、それから休業されるとかという声は聞いておりませんが、先ほど話題になりました事業者については、そういう差し迫ったところがありますので、まずは国の経済対策のメニューを使っていただく。その次に、先ほどお話ししましたように、県としても支援ができるような場面をつくれるように、至急、公共交通協議会なんかも開いて前に進めていきたいと思っています。

◎岡田委員 やっぱり市町村とも一緒に取り組む必要もあると思いますけど、急を要しますので県としてはもちろんやっていただかなければならないし、やっぱり市町村にも喫緊の課題だと思いますので、本当に状況は切迫してると思います。そういう認識のもとにちょっと急いで調整とか相談をやっていただきたいと。この辺もう一度。

◎尾下中山間振興・交通部長 今回、各市町村の現場の、例えばコミュニティーバスについても現状もお聞きさせていただくのとあわせて、県としても広域幹線バスについてはしっかり支えていきたい。役割分担として、市町村圏域内の路線バスについては、市町村でしっかり支えていただきたいというアナウンスもさせていただきましたので、個別にまた要請もしていきたいなと思っています。

◎依光委員 もう重ねてになりますけど、やっぱり運転士のことが物すごく気になるところで、これまででも運転士不足でなかなかその路線が本当やったら高速バスとかに振り分けてもうけを取りたいけど、路線バスの維持もといつて頑張られたことと思います。その中で、バス運転手という、ある意味特殊な職種を確保するためにお金をかけてきたと思います。そのかけてきた皆さん方がもう離職の危機になっているという危機感を持ってやっていただきたいし、一つは、何か今までなかなか忙しくて今手が回らんかったその訓練みたいなことも、片岡社長のほうからやりたいということもあったので、何か新しいそういうところで補助をしてちょっとでもお金を払って支援というか、何か教育訓練みたいなどころをしっかりとやる部分でサポートするとか、今の枠組み以外のこともちょっと考えとかんと、資金繰りだけじゃなかなか借金が積み重なるだけという話もありましたので、重ねてその部分も、公共性がある職種でバスの運転士とかは確保したいという思いは一緒だと思います。その辺も追加でよろしくお願いいたします。

◎桑名委員長 きょうは土木部から道路課長も来られております。高速道路か何かの関係の質問の対応ですかね。何かまた委員の中からありましたら。

◎岡田委員 高速バスからは高速料金だとか本四架橋の料金ですね、そうしたことに對する減免といいますか、こんな御要望も上がっておりましたが、こうした声もぜひ届けていただいとちょっとやっていただきたいと思いますけど、その辺の対応というか考え方はどうですか。

◎大崎道路課長 道路課長、大崎です。

そういった輸送需要喚起策として、軽減等が非常に経済活動回復させる上では一定効果があると考えております。そういった中で、鉄道、フェリーなど、各交通機関における利用料金の軽減等については、やはり全国的な課題であるのではないかということから、やはり国において検討される必要があると考えております。そういったことで、3月にも高知が国に緊急提言しているメニューの中にも入ってございますので、国のほうでの検討をお願いをしたいと思っております。

◎桑名委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部を終わります。

《観光振興部》

◎桑名委員長 それでは次に、観光振興部について行います。最初に観光振興部長からの総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、観光政策課長の説明の後にあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎吉村観光振興部長 観光振興部の吉村です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光は大変裾野の広い分野ですので、旅館やホテルを初めとして、さまざまな業種の皆様に大きな影響が及んでおります。私からは、その影響などについて総括的に御説明をまずさせていただきます。詳細に関しては、後ほど観光政策課から御説明をさせていただきます。

まず、A4横の資料、総括表で、4項目について御報告と御説明をさせていただきます。1つ目の感染症の影響による現状ですが、高速バスなどの交通機関を利用しました本年3月の県外観光客の入り込み、こちらが大きく減少しております。それに連動して多くの観光施設が休館をしていることもあり、各施設の利用者数も減少をしているところです。

また、国際観光も、国際航空便の運休による欠航により、本県の外国人延べ宿泊者数も大幅減となっております。

このような現状を踏まえまして、ローマ数字Ⅱの課題のところ、2つの課題を設定させていただきます。一つは、国内外の観光需要が落ち込む中で、観光関連産業の事業を継続をしていただくこと。もう一つは、感染症の流行収束を見据えた観光需要の早期回復を図ることです。

3つ目にこれらの対策として、2つの段階を意識する必要があると考えております。第1に、雇用と事業を守る事業の継続、第2に感染症が収束した後の観光需要の回復です。

4つ目の、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会において、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合、高知県バス協会の皆様から観光振興部に関連いたします御要望をいただいておりますので、御要望への対応状況について御説明と御報告をさせていただきます。

私からの総括は以上です。

〈観光政策課〉

◎桑名委員長 次に、観光政策課について行います。

◎澤田観光政策課長 観光政策課の澤田です。

私からは、新型コロナウイルス感染症の影響などに関して御説明いたします。

資料の2ページ目ローマ数字のⅠ新型コロナウイルス感染症の影響による現状ですが、県外観光客の入り込みの状況は、各交通機関からの聞き取りに基づいて、県の推計値にはなりますが、ことし2月の交通機関別利用者数は前年並みで推移してたものの、3月の速報値として聞き取ることができました高速バスが対前年同月比で57%。航空機が54%。クルーズ客船が100%の減少となっています。

次に、2県内主要観光施設の利用者数の状況は、今月2月は前年並みに推移してたものの、3月の速報では、対前年同月比で48%の減少となり、新型コロナウイルスによる感染症の拡大を防止するため、多くの施設が休館したことも影響しているものと考えています。

また、インバウンドに関しても、3四国の国際定期便の運航状況は、現在、高松空港、そして松山空港ともに全便が欠航で、全国的にも関西国際空港は昨年夏ダイヤで週1,375便が、ことし上旬には週36便まで減少しています。

4県内主要宿泊施設の外国人延べ宿泊者数の状況ですが、ことし2月時点で対前年同月比43%の減少であったものが、3月時点ではさらに悪化し、95%まで減少しています。インバウンドに関しては、全国的にも落ち込みが厳しく、ことし2月の訪日客は対前年同月比で58%の減少で、3月分の訪日客は対前年同月比で93%まで減少しています。また、全国の外国人延べ宿泊者数も40%まで減少しています。

次のページは、県内事業者の皆様への影響です。高知県旅館ホテル生活衛生同業組合様に加盟する58の宿泊施設は、ことし3月から6月までの宿泊状況が各月とも対前年同月比の約6割から7割減少しておりまして、4カ月間の累計でも対前年同期比で約31万人減少しています。また宴会に関しても3月から6月までの累計で、対前年同期比約10万4,000人の減。約4割減少しています。

次に、県内の旅行代理店が加盟します全国旅行業協会高知県支部44社の状況ですが、政府による大規模イベントなどの縮小・中止の要請以降、旅行のキャンセルあるいは延期が急増しまして、小中高等学校の臨時休業に伴います遠足中止などにより、貸し切りバスのキャンセルも増加しているところです。

こうした厳しい現状も踏まえて、ローマ数字のⅡの課題として、観光需要が落ち込む中、観光関連産業の事業継続を図ること、そして新型コロナウイルス感染症の流行収束を見据えた観光需要の早期回復を図ること、この2つであると考えています。

ローマ数字のⅢ対策として、現在行っている取り組みとして、まずはフェーズ1の事業継続については、国の経済対策を活用しながら、雇用の維持、資金繰り対策に取り組んで

いるところです。

右側のフェーズ2は、観光需要の早期回復を図るため、さきの7日、閣議決定された国の緊急経済対策も活用した本県の観光需要回復策の立案に取り組んでいるところでして、具体的には、①観光関連団体の皆様からの御要望への具体的な対応策の検討や、②本県への観光需要の回復を図る対策の立案と予算の編成作業を進めているところです。

次に、4ページローマ数字のIVで、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会における観光振興部に関連いたします項目についての団体からの要望と対応です。

まず、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合から、旅館・ホテルの売り上げ減少を補填するための一時金支給制度の創設という御要望を頂戴しております。

右側に県の対応を記載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅館・ホテルを初め、さまざまな業種の皆様が大変厳しい経営環境にあります。このことに関連して、さきの2月議会の定例会で県独自の融資制度を創設したところですが、さらなる支援について、商工労働部を中心に連携を図りながら検討を進めてまいります。また、同組合からは、終息を見据えた適切なタイミングで有効な誘客対策をスピード感を持って講じてほしい。

高知県バス協会からも、終息時の輸送需要喚起策、観光事業につながる対策を実行してほしいという御要望を頂戴してまして、その対応を右にまとめて記載しています。このことに関しては、国の緊急経済対策として、観光庁のほうで感染症の流行収束後、一定の期間に限定して、官民一体型で消費喚起に取り組む「G o T o キャンペーン事業」を令和2年度補正予算案に計上しています。この事業では、トラベルキャンペーンとして、旅行代金の2分の1相当分の宿泊割引や飲食施設などで利用できるクーポン等の付与。また、イートキャンペーンとして、オンライン予約サイトを経由して予約来店された方に対して、飲食店で使えるポイント等の付与を行うことが公表されているところです。

観光振興部としても、国のG o T o キャンペーンに関する情報収集に努めながら、これに呼応できるように、宿泊や移動などのインセンティブ施策、そして新たな着地型の集客イベント、これらのプロモーションを実施する予算措置を現在検討しているところです。

私からの説明は以上です。高知県旅館ホテル生活衛生同業組合からの要望への対応については、総務部市町村振興課長から御説明をさせていただきます。

◎梅森市町村振興課長 市町村振興課長の梅森です。

高知県旅館ホテル生活衛生同業組合からの御要望のうち、固定資産税の減免を令和2年度から適用をとの御要望をいただいております。御要望の中でも触れてますとおり、令和3年度は、固定資産税の軽減措置が検討されているところですが、財源の手当てや減免審査制度の仕組みづくりに一定の期間を要すると聞いているところです。令和2年度は、先ほど中山間振興・交通部のところで税務課長から御説明がありましたように、収入が大幅

に減少、前年同期比おおむね 20%以上減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収を猶予できる特例が設けられる予定ですので、この制度を御活用いただければと考えております。以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎大石委員 なかなか厳しい環境で切実に、業界の皆さんからもお伺いし改めて県の状況も聞いて思ったところですが、2つほどお伺いしたいんですが。一つは観光振興部のこれさっき産業振興推進部にも聞いたんですが、予算の中で今年度というか、令和 2 年度始まったばかりですけど、やはりなかなか執行していくのは厳しいんじゃないかという予算もあるように思うんですが、そのあたり組みかえるのか、減額補正をかけて他の部の予算に回すという考え方がいいのかどうか分かりませんが、そのあたりの棚卸しみたいなことはもう既に始められているのかということが 1 点目です。

それからもう 1 点は、需要喚起もなかなか先が見えないというか、苦しいと思うんですが、その中で首都圏よりも地方のほうが先に少しは緩むとか、そういうこともひょっとしたらあり得る。地域別に国内でも差が出てくるんじゃないかと思うんですが、そのときに地産地消といいますか、内需といいますか、県内での消費、観光消費というものも一つは可能性があるのかなと思いますが、現時点でちょっと産業連関表を見てもその観光の県債収支がどんなになっているのかというのちょっと細かく載ってないんですけども、高知県民が外に出てお金をこれまで使ってた旅行の消費額というのが一定どれぐらいあるのかというの、もし把握されてたらちょっとお伺いしたいというのが 2 点目です。2つお願いします。

◎吉村観光振興部長 ただいま大石委員から 2 問御質問がございました。一つには、当初予算で計上させていただきました予算の執行についてで、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、業界の皆様も大幅な売り上げの減ですとか需要減という大変厳しい経営環境に置かれていると認識をしており、観光振興部としても、国のこれまでの経済対策、そして緊急経済対策を受けまして、どのように活用していくのか、県として補っていく必要があるのか、さらに追加していく必要があるのかという点で検討を重ねてまいりました。その検討の過程において、今年度は特に「自然&体験キャンペーン」2nd シーズンです。観光振興部また観光コンベンション協会ともども、つくる、売る、もてなすの取り組みを 2nd シーズンにおいて展開をさせていただいて、400 万人観光を何とかクリアをしていきたいという目標を掲げているところです。

特に、つくる、売る、もてなすのうち、売るともてなす、そしてインバウンド観光、こちらについては、業務と予算の執行の優先順位について、現在、修正とか見直しを行って、この新型コロナウイルス対策の予算にも振り向けられるよう、現在、部内での見直し作業を進めているところです。

それから、需要喚起につきまして、産業振興推進部でも地産地消というお話をされたということです。これは旅館ホテルの業界の方々からも同じような意見をいただけてきて、やはり観光需要の回復は、四国内あるいは近県、さらには県内から盛り上げていく、そこから始まるんだろうという御意見もいただいているところで、まずは県内に向けてのインナープロモーションに注力をしていきますし、時期が来ればで、四国内あるいは近県の交流の活発化についてプロモーションをかけていきたいと思っています。

それから連関表についてはちょっと調べさせていただきます。

◎澤田観光政策課長 先ほど部長から申しあげました産業連関表の数値については具体的なものを今持ち合わせていませんが、経済の規模からいいますと1,000億円産業ということですので、ほかの農業振興部等々、ほぼ同等の金額ということです。ただ、アウトバウンドということになりますので、そのあたりの数字がどれぐらい波及があるかというところが現在押さえていないところです。ただ、今回のコロナウイルスの関係をもちまして、アウトバウンドにも当然ながら影響が出ていると旅行業界からも聞いていますので、今年度に関してはそのあたりにかなりのダメージが出てくると考えているところです。

◎土居委員 コロナウイルス感染症の影響の現状と課題、そして現在の取り組みを御説明いただいたんですが、本当に厳しい状況で、何をどうしていこうかと大変頭を悩まされていると思う。自分も本当にどうしたらいいかと思うんですが、対策としての取り組みで、一つは事業の継続ということと、二つが需要の回復ということで、2つのフェーズに分かれています。事業の継続の部分はこれ完全に守りの政策でありますけど、もう一つのフェーズが、言ったら一定コロナウイルスが落ちついてからの早期にやっっていこうということだと思うんですけど、これ観光政策として、この1と2の間の部分、1.5のところの一つ何かしらのぎ的な政策というのが要るんじゃないかを感じるんですけど。その点、観光振興部として何か考えられていることはあるのか。あったら教えていただきたいんですが。

◎吉村観光振興部長 大石委員からもお話がありましたように、県内のお客様を県内でもっと交流を活発にしていってどうかという御意見もございましたし、また四国遍路という四国ならではの独特の観光の特色を生かして、四国内、あるいは高知県内で交流を活発化することができないかという検討もしてまいりました。そういう意味において、今2つのフェーズをお示しさせていただいてるんですが、やはりコロナウイルスの終息が大前提で、まずは先ほど申しあげましたように、県内、近県での交流というものが回復のスピードは早いと思いますので、今、御提案のありました1のフェーズ、2のフェーズの間でぜひ、四国遍路ですとか、県内の観光交流の活発化というものを視野に入れた取り組みを検討していきたいと思っています。

◎土居委員 そこもすごく大事な点だと思いますし、また四国外でも、例えば外国でも、

すごく大事な点はこれまで高知に対してファンになってくれた方々との信頼関係でありますとか、パイプ的なものを途切れさせないような仕掛けも必要になってくると思いますが、そのための情報発信的なものです。それらを地道に継続していくことはすごく大事になっていく。それがあってこそ回復期において、信頼関係があってこそ新たな政策というのが実効性を生むためにも必要なんじゃないかと思うんですけど、その点についての考えをお願いします。

◎吉村観光振興部長 ただいまのご質問の中でインバウンドも含めてというお話だったかと思います。これまで、重点8市場ということで特に東アジアの台湾、香港、中国、韓国、こちら東アジアの重点4市場ということで、商品の造成とか販売のセールスに注力してまいりました。それからチャーター便の誘致にも注力をしてまいりました。先ほど、国内観光において四国内の、あるいは県内の観光交流の活発化ということがスピードが速いと申し上げましたけど、やはりそれと同じようにインバウンドも収束の時期が来れば、やはり近隣の今申し上げました4市場から需要回復のスピードが速まるんじゃないかと考えておりますので、これまで4市場で旅行会社の皆さん、メディアの皆さん、航空会社の皆さんと関係をつくってまいりました。そのためにもセールス拠点を活用しまして、四国の周遊観光ですとか、高知の自然、伝統生活文化体験を盛り込み、組み込んだ観光周遊ルートを提案をしていきまして、現地発の旅行商品ですとか、情報発信を仕込んでいただくように、これまでの信頼関係を生かして取り組んでいきたいと思っています。

◎坂本委員 4ページのフェーズ1、フェーズ2の関係ですが、フェーズ1のほうの、いわゆる2月議会定例会で県独自の融資制度を創設したが、さらなる支援について検討していきたい。結局この融資制度の関係はずっとこの間ヒアリングしてくる中で、皆さん借りるはえいけど、返すのが大変なんやと。今回の制度で随分助かる面はあるんだけど、返すのが大変だからなかなかこれに頼ることができないという声がたくさん出されていたわけですね。そういう意味では、結局この融資制度的なものをさらなる支援として考えてもなかなかそれは難しいんじゃないのかなと、受け入れられるかというとなかなかそうはならない。だとしたらそのさらなる支援というのをもっと直接的な補助制度とか、どういうものになっていこうとしているのか、その辺はどんな検討がされてるんでしょうか。

◎吉村観光振興部長 ここに書かせていただいておりますのは融資制度の拡充もそうなんですけど、今おっしゃっていただいたような、また違う施策もぜひ検討していきたいという意味で書かせていただいております。

国においても、このたびの緊急経済対策で雇用調整助成金の拡充でありましたり、個人の事業主様、中小の事業主様への給付金制度の創設ということが盛り込まれてますので、県としても、先ほども申し上げましたが、国のこういった対策を精査して、県として補う必要はないのか、追加する必要はないのかという観点で施策を立案をしていきたいと、こ

のように考えております。

◎坂本委員 ぜひまた補正の中でも、そういったものが出てくるんだろうと思いますので、その際に検討させていただきたいと思います。

それともう一つ、これはちょっとどこの委員会が所管してる、委員会というか、課が所管するかということが難しいかと思うんですけども、ただ先ほど言われた観光業というのが非常に裾野の広い産業だということでいえば、いわゆるホテル・旅館の皆様も大変ですけども、ホテル・旅館へ泊まれた皆さんが次に足を運ぶ飲食業のところですね。その飲食業のところの皆さんも非常に切実な声が訴えられていた。その中で、特に飲食業の皆さんはいわゆるテナント代ですよね。これが維持していくのが、休業しながらそれを維持するのが大変だというようなことも出されてたんですけども、テナント代なんかへの支援というのはひょっと考えられてる部分ってあるんでしょうか。

◎吉村観光振興部長 観光は裾野の広い、宿泊、飲食、お土産、交通運輸を初めとして非常に裾野の広い産業です。今回先ほど言いました融資制度、そして新たな、またそれにかわる制度の立案をしていきたいと申し上げましたが、こちらも観光振興部の枠組みで考えるのではなくて、商工労働部ですとか、交通運輸でいいますと、中山間振興・交通部など関係部局と連携をさせていただきまして、御要望に合った施策と、それから需要回復につながる施策というものを企画・検討して、できれば事業化し予算化をしていきたいと考えています。

◎桑名委員長 関連で、大型ホテルは大体高知市に集中してる部分もあるんですが、例えば、よく言われる固定資産税とか、事業所税とかというのはこれは高知市が判断することなんですが、高知市がそのところを減免するとか、高知市との調整というのは、県では今されてるところでしょうか。どっかでそういう話はあるのか、そこまでの検討には入っていないのか。

◎梅森市町村振興課長 固定資産税の関係は、高知市とはまだ具体的な協議には至っておりません。令和3年度の減免の制度は国の制度ということで、情報が入り次第お知らせをするという形になろうかと思えますし、2年度に関してはこういう徴収猶予の関係のものはその都度お知らせしつつ、最終的に高知市のほうでどう判断されるかだと思いますが、その辺の細かなお話は具体にはしておりません。

◎桑名委員長 またいろいろ話が詰まってきて高知市がどうするかということも、特に観光業界の場合は連携をとっていかなくちゃいけないと思いますので、情報をとりながら使っていたきたいと思います。

◎西森委員 収束後の高知に対するアプローチというか、PRというのは本当に今からしっかりとやっていくことが重要であると思えますし、国の緊急経済対策においても、G o T o キャンペーン事業ということで、国は具体的にどういうものがある程度出してる。

1兆6,794億円を投じて、宿泊の場合1人につき1泊当たり最大2万円分を受け取るとか、あと旅行会社などを通じて、旅行商品を購入した場合代金の半額分の割引クーポンを付与するとか、具体的なものを出してきてるんで、そういう中であって高知県としても、収束後はぜひ高知へという具体的なものを今から出して、注目をしてもらうということが大事であると思いますが、このフェーズ2のところは宿泊や移動などのインセンティブの施策を予算も含めて検討中であるということですが、今の検討状況はどんな感じなんでしょう。

◎澤田観光政策課長 国のほうがG o T o キャンペーンで具体的な施策もポンチ絵等でお示しをさせていただいておるところですが、観光庁の資料を見ますと、事業費自体は県のほうを通らないという形で、一旦、国からの委託事業で進めるという形が示されているところです。それ以上の情報、細かいところまでは出てきてはいませんが、国のほうは恐らく約6カ月間ぐらいをキャンペーン期間というふうにはらんでいるようですので、そういうところも想定をしながら連動するような形で、例えばさらにこのインセンティブとして感じていただけるような、移動や宿泊の割引みたいなこともできるんじゃないか、それはもちろん収束するタイミングを見据えていく必要がありますので、そのあたりも見据えながら幾つかのパターンをちょっと検討しながら今、事業施策を組み立てているところです。あわせて、全国一斉にそういったキャンペーンが始まるわけですから、そういったところにも埋もれることがないように、我々の強みとするところを観光としてプロモーションを展開していきたいと考えています。

◎西森委員 今、時期が時期なんで、大々的にPRをしてやっていくというのが本当に適切なのかどうかというのはあるわけですが、やはり具体的なものをわかりやすく示していくということは非常に大事な部分だと思いますので、しっかり検討させていただいてわかりやすい形で、適切なタイミングの中で示していただければと思います。

◎澤田観光政策課長 またそのようにしたいと思います。

◎大石委員 先ほど委員長から高知市との税の関係のお話があったところなんですけど、さらなる支援についていろんな支援策を検討する中で、宿泊業に関しては特に全国的に見ると市町村がいろんな制度をつくることが多いように思うんですけど、こういう支援策をそもそも検討する段階で相談しながらやってるのかどうか、今、税の話は聞いたんですけど、支援策についてもう一回聞かせてもらいたい。

◎澤田観光政策課長 今回の部分は、先ほどのG o T o キャンペーンのほかに、国のほうは1兆円の臨時交付金も使い勝手のいい形で示してますので、各市町村についてはそういった財源の手当てもにらみながら、今後G o T o キャンペーンに恐らく追随するような形で取り組みをしていくんだらうと思っています。そういうことでいきますと、高知市も含め複数の市町村と事務方ではこういった取り組みができないだろうかという御相談

もさせていただいてるところですので、全県的な取り組みとして、連携した取り組みができるように今後進めていきたいと考えています。

◎大石委員 今のところはそれほど密接にやりとりしてはいるわけではないということですね。

◎澤田観光政策課長 まだ国のスキーム自体が細かく示されてませんので、それも想定範囲で検討をさせていただいているところです。

◎大石委員 もう1点、商工労働部とかあるいは中山間振興・交通部ともかかわっている議論されてるということですが、要望でいただいた売上減少補填というのはかなり、東京なんかでも協力金という形ですし、雇用の維持にお金を出すとかというのはよくあるんですけど、売上補填というのは余り制度としては、世界的に見てもなかなか非常に困難といえますか、余り例がないように思うんですが、一方で宿泊施設というのは観光でも経済でも高知県のやっぱり核になるようなところだと思いますので、そういう意味では観光振興部が、旅館業あるいは飲食業というのが高知県にとってどれぐらい必要な産業かというのを、ほかの業種もいろいろ困ってる中で理論武装して、ほかの部にも多分訴えていかないといけないんじゃないかなと思うんで、そのあたりの位置づけとか、内部では議論されてますでしょうか。

◎吉村観光振興部長 観光は非常に裾野の広い分野で、7年連続で400万人観光を実現もし、また1,000億円産業にもステージアップをさせていただいています。やはり旅館やホテル、そして交通運輸の皆さん、飲食の皆さんのお支えがあってこそ、このステージアップができたと思っています。そういう意味で業界の皆さん方に支えていただいた観光基盤であると思います。観光基盤が損なわれてしまうと元も子もありませんので、そういう観点で、先ほど申し上げました事業の継続と需要の回復、そしてその間の土居委員がおっしゃった1.5の対策というものも企画、立案をしていきたいと思っています。

◎大石委員 そういう意味ではちょっと答えづらいかもしれませんが、観光振興部としては維持ということを含めてでも踏み込んだ応援をしていかないといけないと今は思っていて、ほかの部にもそういうふうに訴えていくということでしょうか。

◎吉村観光振興部長 このあたりは商工労働部とも意識合わせをしながら進めさせていただいておりますので、商工労働部を中心に、中山間振興・交通部、そして私どもと連携して企画、立案もしていくようにしていきたいと思っています。

◎西森委員 税のことで、ここで言ってもいかなかなと思うんですけど、例えば税金で非常に厳しい状況の中、滞納とかが発生した場合に、県の指名から外れてしまうとか、そういったことが心配されるという声があったりしてですね。

◎桑名委員長 それはホテルということですね。

◎西森委員 ホテルじゃなく。だからちょっと税務課に聞いたかったんですけど、きょう、税務課が来てないので。

◎桑名委員長 　また税務課来たときか、また終わってから。

◎土森委員 　自然&体験キャンペーンで、実はオートキャンプ場がいろいろあると思うんですが、自粛が4月26日までということでやってまして、次、ゴールデンウィークが来るわけですね。そこがあいてまして、実は都会からの予約が、結構入ってきていると。地元の人が非常に心配していると、都会の緊急事態宣言が5月6日までということなので、その辺の対応というのは、高知県としてはどう考えておるのでしょうか。

◎吉村観光振興部長 　自然&体験キャンペーンの観光地への誘致ということにとどまらず、本来ですとゴールデンウィークは業界の皆さんにとって高知県観光の書き入れのときでございまして、とはいいいましても、現在コロナウイルスの終息にはまだまだ時間がかかる。高知県においても、緊急事態宣言の一步手前という状況下にありますので、安全な環境が戻らない限り、ことしのゴールデンウィークに関しては、高知への観光目的での来訪をPRすることは控えなければならないかなと思っています。

◎奥田観光政策課企画監 　この4月末から連休に当たっては毎年、観光、特にアウトドアの施設、キャンプ場も昨年もたくさんのご利用いただいたところです。予約も結構入っているということで、キャンプ場自体はたくさんのお入り込みがある予定だったんですけど、やはり現在の状況を見ますと県外から来ていただくとか、また施設内での感染とかいうこともありますので、現在は各施設で自粛するような形であるところが多いです。またキャンペーンのサイトのほうでも積極的な情報発信を最初は考えておったところですが、サイトの中で一定情報がわかる程度のような形で、ちょっとそういった考慮もしながら情報提供に努めてるところです。

◎土森委員 　今入っている予約はどうなるわけですか。

◎奥田観光政策課企画監 　施設で申し上げますと、昨年できたモンベルは、嶺北のほうにありますけど、団体の宿泊は中止しています、バンガローとかそのあたりは現在も予約を受けてあけるような状態ではありますが、キャンセルが相次いでいるような状況です。

また幡多のほうのスノーピーク、それから越知のほうのスノーピークは連休明けまで休業する予定で、物販とかそういったものだけ営業されるような形で、やはり主に各施設とも少し県外からの申し込みとか、そういったことを現時点ではまだ考慮されてるんじゃないかと考えています。

◎土居委員 　市町村振興課長に聞いていいですか。先ほど大石委員の質問で、観光政策課長が答えられました新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金ですね。地方の1兆円というやつですけど。これを活用した事業の継続策であるとか、需要の回復策について言及がありましたが、これはどのくらい自治体に配分されるかまだ不明だとしても、たしかコロナウイルス対策の実施計画をつくった県及び市町村に前提としてその実施計画の作成が必要だというふうに聞いてますが、そうであるなら、もう既にそういった県や市

町村で連携して何かやろうとしたら、この実施計画策定の段階で一定のすり合わせであるとか、県と市町村の連携が必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、その点、市町村振興課長どうなんでしょうか。

◎梅森市町村振興課長 大きくこの臨時交付金につきましては感染拡大防止対応分のところ、あと経済活動の回復対応分のところという部分と、あと国庫補助の地方負担分という、大きく3通りのところになっており、その中身の計画は一定必要になろうかと思いますが、どの範囲でとかいうことがまだ細かく示されておきませんので、そういう情報は国から入り次第、市町村のほうにも流させていただきながら、当然、緊急的に急いでやっていただく必要がございますので、その辺の部分につきましては、随時情報が入り次第、流させていただきながら一緒になって考えさせていただきたいと。詳細はまだ細かいことが入ってきてないのが現状でございます。

◎土居委員 金額がどれぐらいかちょっと不透明なんですけど、こんな事態ですので市町村としっかり協議して、県全体として最大の効果を生むようなことにさせていただきたいと思っております。

◎岡田委員 先ほど裾野の広い産業だと言われましたけど、本当にそのとおりだと思いますし、お土産店ですとかいろんなところに影響が出てくると思います。そういった状況、商工労働部の関係かもしれませんが、共有しながら今後の回復を図っていくと、先の見通しを立てていくことが大事だと思いますが、そうした現状把握、調査などにはどう取り組んでいかれるんでしょうか。

◎吉村観光振興部長 観光関連業界の皆さん方、特に旅館・ホテルの皆さん方とは、冒頭申し上げましたように、宿泊の予約状況とかキャンセル状況を集計いただいて御報告もいただきながら施策の立案に生かさせていただいているところです。

また県内の旅行会社の皆様方からも要望もいただいたり、実情もいただいたりしておりますので、そういうお声を受けて施策に反映をさせるという取り組みもさせていただいております。そして飲食に関しましても、この特別調査委員会に置かれまして、事情聴取をされて、私どもも内容についてはお伺いをさせていただいているところです。こちらは何度も同じこと言って申しわけございませんが、各業界の皆様方からいただいている実情また御要望に関しては、各部局と連携をしまして、必要な施策を国の制度も対策も活用しながら足りないものは補っていく、さらに追加をしていくという、そういうような両面で立案をしていくようにしております。

◎岡田委員 先ほど大石委員からもありましたように損失補填ですね。売り上げ補填といえますか、具体的には業界の皆さんからも先日、前年売り上げの65%の水準まで、いわゆる損失補填をしていただけないかという御要望もありました。融資を受けるとやっぱり借金ですので返していかないかという中で、なかなか固定費も高くて経営維持していくの

は大変で、雇用を守って頑張っている中で、こうした思わぬ事態の中で困窮に陥っているわけですし、やっぱり損失補填を含めた対策をさらなる支援の中で検討をしていただけたらと思いますけど、その辺のお考えは。

◎吉村観光振興部長 ただいま御提案のありましたように、必要な業界の方々に必要な施策、支援策を速やかに支援をすることが大事ですし、その際にやっぱり公正性ということも大事になりますので、そういう速やかにスピード感を持って対応する、公正性を確保するということが大事にしながら、関係部局でしっかりその辺を議論をさせていただきたいと考えております。

◎依光委員 先ほどの公平公正という話で、今回思うのがフェーズ1とフェーズ2があって、フェーズ1がしっかりできんとフェーズ2があり得んという状況だと思います。そういう意味ではさっきから産業連関表の話もありますし、要はどここの企業を守らんと全部が総崩れになるんやと、よくボウリングでセンターピンといいますけど、ストライクをとるためには必ず1番をとらんとストライクにはならんと。だからそこである意味、公平に分配した結果、旅館が壊滅的になると、それは多分意味がないと思うので、議会で皆さん言いつゆのを自分が解釈すると、さらなる支援というのはやっぱり現金給付じゃないとあり得んやろう。その中で、じゃあみんなが納得できる形の論理的なものをしっかり持ってほしいということやと思うので、産業連関表かもしれんし、RESASでいうても取引状況がわかるという意味で、企業名は挙げんけど、取引の中心になっている企業とかそういうのもわかると思うので、そのデータは多分商工労働部とかにあると思うんで、しっかり論理武装をしていただいて絶対守らんといかんところをしっかりと守るような形にさせていただきたいと思います。

◎吉村観光振興部長 やっぱり最優先課題は感染防止と、それから事業の継続ということだろうと私もそのように考えているところです。先ほどおっしゃったような理論武装もしっかりデータを収集もさせていただいて、御要望も改めて掘り下げながら施策を立案をしていきたいと思います。国においても、お話にありましたテナント代であったりといった点においても検討が進められておりますので、情報収集と国の施策がどのようなスキームで展開されるのかしっかりとつかみながら、県の施策に反映させていくということをやりたいと思います。

◎桑名委員長 今、依光委員が言われたように補填をすとかいったときに、先ほど僕も税のことでも言ったんですけど、これ県が全部を見てやるというのは限界があるんですよ。だから国の施策に合わせて各市町村と県がどう役割分担をしてやっていくかじゃないと、県だけが、例えば何かの補償するといったら小さくなってしまいうし、そこに要はもつと母体のある市町村になると思うんですけども、市町村がやると、それに対して県がまた上乘せをしていくという議論じゃないと、これはもう考えが進まないと思うので、こうい

った補償問題とか、協力金とかそういったときには市町村と県が合わせてどうするのかという議論、これは観光だけじゃなくて、これは商工労働部のほうに言わなくちゃいけないんですが、そんな視点でいかないと、なかなか観光業を救うと言ったってそんな簡単なものではなくて、100万円、200万円ですむ話やないと思うし、これがいつまで続くかなんていうことまで考えたら、何千万円、何億円という話かもしれないんで、そのときには県だけではなくて各市町村とあわせてどうするかという議論をやっぱりしていかなければ解決しないんじゃないかなというふうに思っております。

◎吉村観光振興部長 今、委員長からもお話がありましたように、現在、旅館業法で登録をさせていただいております旅館・ホテルの数自体も700を超えております。これは仮定の話ですけれども、そこに支援をするとすると、相当規模の予算が必要になってまいります。今御提案のありましたように、市町村との連携協調で業界の皆様方の事業の継続をどう救済をしていくかという観点が非常に大事だと思いますので、私は観光振興部の枠組みで考えているわけではありませんけれども、改めて関係部局、そして各市町村との連携大事にしながら、今回の対策を取りまとめていくように、また総務部にも投げかけていきたいと思っております。

◎桑名委員長 それでは、観光振興部を終わりますけど、このコロナウイルスの影響ということで、ここに挙げられてます。これ6月までということなんですけど、多分4月、5月、6月というのは、これ予約が入っているだけであって、これからキャンセルになっていくんで、もっともこの影響というのは広がっていくと思いますし、先ほどありましたように、次なる支援という前にその業界がなくなってしまったら、次なるフェーズ2には移れないということですので、今はどうやって残すかという、なかなか難しいと思うけど何か知恵を出し合って、何か業界の皆さん方に寄り添ってやれたらなというふうに思っております。なかなか大変なことだと思いますけれども、頑張ってもらいたいと思います。

それでは、質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

以上をもって、本日の委員会は終了としたいと思います。あすは午前10時から行いますので、よろしくお願いいたします。(3時19分閉会)